

未成年養子縁組における養親の意識等に関する調査結果の概要

第1 調査方法等

1 調査方法

ウェブモニターアンケート（株式会社クロス・マーケティングに委託）

2 調査対象

未成年者（縁組時に20歳未満）と普通養子縁組をして、養親になった経験を有する20代から60代までの男性150名及び女性150名（合計300名）

3 調査期間

令和4年3月18日から同月20日まで

4 協力研究者（五十音順）

落合 恵美子（京都大学大学院文学研究科教授）

金子 敬明（名古屋大学法学部教授）

第2 調査結果の概要

1 本調査の対象となる養子縁組

本調査では、未成年者を養子にしたことが複数回ある場合には最後の養子縁組について、最後の養子縁組の際に同時に複数名を養子とした場合には、そのうち最も年齢の高い養子に関する養子縁組を調査対象とした。

2 単純集計結果について（単純集計結果の詳細は別紙1のとおり）

(1) 調査対象者の年齢、性別、配偶者の有無（SC、Q4）

調査対象者の年齢は、最小値が「20」、最大値が「69」であり、その平均値は、「37.46」であった。調査対象者の性別は、「男性」が150名、「女性」が146名、「答えたくない」が4名であった。縁組時の調査対象者の配偶者の有無につき、「(配偶者が)いた」が49.0%、「(配偶者が)いなかった」が51.0%であった。

(2) 養子及び養子の実親

ア 養子との関係性（Q1）

養親から見た養子との関係性について、「結婚相手の連れ子」が41.3%、「交際相手の連れ子」が8.7%、「実子」が15.0%、「孫」が2.7%、「甥・姪」が3.0%、「妹・弟」が3.0%、「里子」が5.7%、「わからない」が20.7%であった。

イ 養子の性別及び年齢（Q2、3）

養子の性別は、「男性」が50.7%、「女性」が49.3%であった。

養子の年齢は、「小学校就学前」が48.0%、「小学校低学年」が20.0%、「小学校高学年」が12.3%、「小学校卒業後～14才」が5.0%、「15才～17才」が4.0%、「18才以上」が10.7%であった。

ウ 養子の実親の生存状況 (Q5)

縁組時における養子の実親の生存状況について、実父は、「存命だった」が47.0%、「死亡していた」が20.7%、「わからない」が32.3%であった。これに対し、実母は、「存命だった」が46.0%、「死亡していた」が23.0%、「わからない」が31.0%であった。

(3) 養子縁組の目的・きっかけ (Q6)

養子縁組の目的やきっかけについて、複数回答で質問したところ、「わからない」(25.3%)を除き、回答が多い順に、「結婚相手・交際相手に連れ子がいたため」(23.3%)、「養子を育てるため」(17.0%)、「養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになったため」(12.0%)、「将来、養子に経済的な面倒をみてもらうため」(12.0%)、「養親の名字を養子に継がせるため」(10.0%)、「将来、養子に介護をしてもらうため」(9.7%)、「相続や贈与に係る税金の軽減策のため」(6.7%)、「養親の家を養子に継がせるため」(6.3%)、「養子の実親が経済的に子育てができなくなったため」(6.3%)、「養子の実親が養子を虐待していたため」(5.3%)、「養子の実親が病気のために子育てができなくなったため」(3.3%)、「養子の実親が亡くなったため」(1.3%)であった。

(4) 養子縁組の法的効果の認識 (Q7)

養子縁組の法的効果の認識として、【養親が親権者になること】については、「知っていた」が41.7%、「何となく知っていた」が25.3%、「知らなかった」が33.0%、【実親との法律上の親子関係が存続すること】については、「知っていた」が32.3%、「何となく知っていた」が37.0%、「知らなかった」が30.7%、【養子の名字が養親の名字となること】については、「知っていた」が37.7%、「何となく知っていた」が27.0%、「知らなかった」が35.3%、【養子が養親の財産を相続すること】については、「知っていた」が33.7%、「何となく知っていた」が32.7%、「知らなかった」が33.7%、【養親が養子の財産を相続する場合があること】については、「知っていた」が31.7%、「何となく知っていた」が35.3%、「知らなかった」が33.0%、【養親が養子の扶養義務を負うこと】については、「知っていた」が37.0%、「何となく知っていた」が30.3%、「知らな

かった」が32.7%、【養子が養親の扶養義務を負うこと】については、「知っていた」が38.0%、「何となく知っていた」が27.3%、「知らなかった」が34.7%であり、いずれの法的効果についても、3割以上の者が「知っていた」と回答する一方で、「知らなかった」と回答する者も3割以上に上った。

(5) 養子縁組に関する意見の確認

ア 養子の意見の確認 (Q8、9)

養子縁組前における養子の意見の確認の有無については、「覚えていない」(29.3%)を除き、回答が多い順に、「養親自ら養子に確認した」が21.3%、「他方の養親を通して確認した」が18.0%、「養子の実親から養子の意見を聞いた」が17.7%、「確認していない」が13.7%であった。

「確認していない」と回答した者(41名)に対して、その理由について複数回答で質問したところ、回答が多い順に、「養子が幼かったため」「養子の実親が養子の代わりに養子縁組に同意したため」(各39.0%)、「面倒だったため」(14.6%)、「養子には養子縁組のことを隠したかったため」(4.9%)であり、「その他」として「特に深く考えてなかった」(1名)という回答があった。

イ 他方の実親の意見の確認 (Q10、11)

養子との関係性(Q1)について「結婚相手の連れ子」又は「交際相手の連れ子」と回答した者に対して、当該結婚相手又は交際相手ではない方の実親の意見の確認の有無を質問したところ、「養親自ら聞いた」が44.7%、「結婚相手又は交際相手が他方の実親に聞いた」が33.3%、「聞かなかった」が22.0%であった。

「聞かなかった」と回答した者(33名)に対して、その理由について複数回答で質問したところ、回答が多い順に、「聞く必要がないと思ったから」(39.4%)、「他方の実親と不仲だったから」(36.4%)、「他方の実親のことを知らなかったから」(18.2%)、「他方の実親に反対されると思ったから」(9.1%)、「養子が養子縁組に同意していたから」(6.1%)であり、「その他」として「他人だから」(1名)という回答があった。

(6) 養子縁組後の養親子関係及び養親・実親関係

ア 縁組後の養育者 (Q12)

養子縁組後、養子の身の回りの世話をしていた者を質問したところ、「養親 及び/又は 結婚相手又は交際相手」が55.7%、「実親(あなたの結婚相手又は交際相手である場合を除く。)」が43.7%であ

り、「その他」として「わからない」（1名）、「養子縁組の前から一緒にいた」（1名）という回答があった。

イ 縁組後の養親子の関係（Q13、Q14）

養子縁組後の養子との関係については、回答が多い順に、「どちらでもない」が26.0%、「基本的によかった」が22.3%、「交流がなかった」が16.7%、「徐々によくなった」が16.0%、「徐々に悪くなった」が12.0%、「基本的に悪かった」が6.7%であり、「その他」として「何も変わらない」（1名）という回答があった。

「徐々に悪くなった」又は「基本的に悪かった」と回答した者（計56名）に対して、その原因について複数回答で質問したところ、回答が多い順に、「あなた（養親）の暴言」（30.4%）、「養子の暴力」（23.2%）、「あなたの暴力」（16.1%）、「あなたと実親の関係の悪化」（14.3%）、「特になし」（12.5%）、「経済的な問題」（10.7%）、「養子からの無視」（3.6%）、「養子の暴言」（3.6%）、「あなたからの無視」（1.8%）であった。

ウ 縁組後の養親と実親との関係（Q15、Q16）

縁組後に実親と連絡を取っていたかについては、回答が多い順に、「全く取っていなかった」が37.8%、「最初は取っていなかったが、徐々に取るようになった」が24.3%、「取っていた」が22.7%、「最初は取っていたが、徐々に取らなくなった」が15.1%であった。

「最初は取っていたが、徐々に取らなくなった」又は「全く取っていなかった」と回答した者（計133名）に対して、その原因について複数回答で質問したところ、回答が多い順に、「特になし」（53.4%）、「連絡を取る必要性がなかった」（34.6%）、「当該実親のことを知らなかった」（11.3%）、「実親と関係が悪かった又は悪くなった」（3.0%）であり、「その他」として「離婚」（1名）という回答があった。

エ 養子縁組に関する受け止め（Q17）

縁組について良かったと思う点について複数回答で質問したところ、回答が多い順に、「特になし」（26.0%）、「養子を、実の子のように育てることができた」（21.3%）、「養子と同じ名字になれた」（19.7%）、「養子に相続権を持たせることができた」（18.3%）、「相続税などの税金対策をすることができた」（13.7%）、「養子と実親との間に距離をおかせることができた」（13.0%）、「養子に老後の面倒を見てもらえることになった」（8.3%）であり、「その他」として「実の子のようにだったかどうかわからないけど、子育て

は楽しかった」(1名)という回答があった。

縁組について良くなかったと思う点について複数回答で質問したところ、回答が多い順に、「特になし」(40.7%)、「養子を育てるための費用がかかり経済的に苦しくなった」(18.0%)、「養子と同じ名字にさせたくなかった」(13.0%)、「養子と同じ名字になることを嫌がった」(10.7%)、「実親が、養子の養育に介入してきた」(9.3%)、「養子と実親との間に距離ができてしまった」(9.0%)、「相続をめぐる家族間のもめごとが増えた」(8.0%)、「養子が養親の老後の面倒を嫌がった」(3.3%)であった。

(7) 離縁

ア 離縁の有無 (Q18)

離縁の有無については、「離縁していない(今も養親子関係がある)」が41.0%、「養子が未成年のうちに離縁した」が21.0%、「養子が成年に達してから離縁した」が20.3%、「養子の死亡後に離縁した」が17.7%であった。

イ 離縁が誰の意向によるものか (Q19)

離縁の有無(Q18)について「養子が未成年のうちに離縁した」又は「養子が成年に達してから離縁した」と回答した者(計124名)に対して、離縁が誰の意向によるものか複数回答で質問したところ、回答が多い順に、「あなたの連れ子、結婚相手又は交際相手の連れ子を養子とした場合に、あなたの結婚相手又は交際相手」(57.3%)、「あなたと一緒に縁組した養親(いずれかの連れ子を養子とした場合を除く)」(19.4%)、「養子」(16.9%)、「養親(あなた)自身」(16.1%)であった。

ウ 離縁に関する養子の意見確認 (Q20)

Q19で「養子」以外に回答した者(計103名)に対して、離縁前に養子の意見の確認の有無につき質問したところ、回答が多い順に、「他方の養親を通して確認した」が37.9%、「確認していない」が23.3%、「養子の実親から養子の意見を聞いた」が21.4%、「覚えていない」が13.6%、「養親(あなた)自ら養子に確認した」が3.9%であった。

エ 離縁の理由 (Q21)

離縁の有無(Q18)について「養子が未成年のうちに離縁した」又は「養子が成年に達してから離縁した」と回答した者(計124名)に対して、離縁の理由について複数回答で質問したところ、回答が多い順に、「婚姻又は交際していた養子の実親との間で、離婚又は交際解消を

すれば、当然に離縁する必要があると思った」（63.7%）、「あなたと養子の実父又は実母との関係が悪化した」（23.4%）、「わからない」（10.5%）、「あなたと養子の関係が悪化した」（8.1%）、「実親の下で養子を育てた方が良かったと思った」（6.5%）であり、「その他」として「子が離婚したから」（1名）という回答があった。

(8) 配偶者との婚姻関係・離婚時の取決めの有無及び内容

ア 婚姻関係の継続の有無（Q22）

養子との関係性（Q1）について「結婚相手の連れ子」と回答した者（124名）に対して、配偶者との婚姻関係の継続の有無を質問したところ、「婚姻関係が継続している」が53.2%、「養子が未成年（20歳未満）の時に離婚した」が32.3%、「養子が成年に達した後に離縁した」が10.5%、「死別した」が4.0%であった。

イ 離婚時の取決めの有無（Q23）

婚姻関係の継続の有無（Q22）で「養子が未成年（20歳未満）の時に離婚した」に回答し、かつ、離縁の有無（Q18）で「離縁していない（今も養親子関係がある）」に回答した者（10名）に対して、離婚時に結婚相手との間で、養子の親権者、養育費、面会交流について取決めをしたか複数回答で質問したところ、親権者については、「養親（あなた）が親権者となった」と回答した者が3名、「結婚相手が親権者となった」と回答した者が2名、「どちらが親権者になったかわからない」と回答した者が3名であった。また、養育費と面会交流については、「両方について取り決めた」と回答した者が3名、「面会交流は取り決めなかったが、養育費は取り決めた」と回答した者が1名、「養育費は取り決めなかったが、面会交流は取り決めた」と回答した者が1名、「離婚時に養子は存命であったが、養育費と面会交流は取り決めなかった」と回答した者が3名であった。

このほか、「離婚時に養子が既に死亡していたため、親権者・養育費・面会交流のいずれについても取り決めなかった」と回答した者が2名であった。

(9) 未成年者が養子になる場合の公的な関与や支援（Q24）

未成年者が養子になる場合について、必要だと思われる支援等について複数回答で質問したところ、「わからない」（29.0%）という回答を除き、回答が多かった順に「養子縁組の仕組みに関するホームページ」（20.3%）、「養子縁組の仕組みに関するパンフレット」（16.7%）、「養親になった経験がある者たちの交流会、意見交換会」（15.7%）、「養子縁組の仕組みに関する動画」（13.3%）、「養子になった経験

がある者たちの交流会、意見交換会」（13.0%）、「養子との接し方に関する養親向け講習会」（12.0%）、「養親に対するカウンセリング」（7.3%）、「実親に対するカウンセリング」（6.7%）、「相談することができる市役所等の窓口」（6.7%）、「養子の精神状態・健康状態をチェックする制度」（6.3%）、「養子になった後、養親と養子の関係に問題が生じていないかを確認する制度」（6.3%）、「電話による相談窓口」（5.0%）、「相談することができる学校内の窓口」（4.0%）、「インターネットによる相談窓口」（4.0%）、「養子縁組後に別居の実親との交流を支援する制度」（3.3%）であった。

3 クロス集計結果について（クロス集計結果の詳細は別紙2～別紙5（いずれも、回答について%表示）のとおり）

- ①「養親から見た養子との関係性（Q1）及び養親の性別（SC2）」、②「養親の年齢及び性別（SC1、2）」、③「養子の年齢（Q3）」、④「縁組の目的・きっかけ（Q6）」を分析軸として、それぞれクロス集計をしたところ、その結果は、①から④の順に別紙2～別紙5のとおりであった。このうち、①に係るクロス集計結果の抜粋は以下のとおりである。

(1) 縁組の目的やきっかけ（Q6）

養親から見た養子との関係性について「結婚相手の連れ子」と回答した者（124名）のうち、縁組の目的やきっかけに関する質問（Q6）に対する回答分布は、割合が多い順に、「結婚相手・交際相手に連れ子がいたため」が42.7%、「養子を育てるため」が20.2%、「養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになったため」が16.9%、「将来、養子に経済的な面倒をみてもらうため」が14.5%、「将来、養子に介護をしてもらうため」が12.1%、「養親の名字を養子に継がせるため」が10.5%、「相続や贈与に係る税金の軽減策のため」が8.1%、「養子の実親が経済的に子育てができなくなったため」「わからない」が各6.5%、「養親の家を養子に継がせるため」「養子の実親が養子を虐待していたため」が各5.6%、「養子の実親が病気のために子育てができなくなったため」が3.2%であった。

養親から見た養子との関係性について「交際相手の連れ子」と回答した者（26名）のうち、縁組の目的やきっかけに関する質問に対する回答分布は、割合が多い順に、「結婚相手・交際相手に連れ子がいたため」が38.5%、「養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになったため」が23.1%、「養子を育てるため」が19.2%、「将来、養子に経済的な面倒をみてもらうため」が15.4%、「養親の名字を養子に継がせ

るため」「将来、養子に介護をしてもらうため」「養親の家を養子に継がせるため」「養子の実親が養子を虐待していたため」「養子の実親が経済的に子育てができなくなったため」が各11.5%、「相続や贈与に係る税金の軽減策のため」「養子の実親が病気のために子育てができなくなったため」「養子の実親が亡くなったため」「わからない」が各3.8%であった。

(2) 養子縁組の法的効果の認識 (Q7)

養親から見た養子との関係性について「結婚相手の連れ子」と回答した者のうち、養子縁組の法的効果の認識に関する質問(Q7)に対する回答分布は、【養親が親権者になること】については、「知っていた」が54.0%、「何となく知っていた」が28.2%、「知らなかった」が17.7%、【実親との法律上の親子関係が存続すること】については、「知っていた」が40.3%、「何となく知っていた」が41.9%、「知らなかった」が17.7%、【養子の名字が養親の名字となること】については、「知っていた」が47.6%、「何となく知っていた」が28.2%、「知らなかった」が24.2%、【養子が養親の財産を相続すること】については、「知っていた」が41.1%、「何となく知っていた」が36.3%、「知らなかった」が22.6%、【養親が養子の財産を相続する場合があること】については、「知っていた」が38.7%、「何となく知っていた」が38.7%、「知らなかった」が22.6%、【養親が養子の扶養義務を負うこと】については、「知っていた」が45.2%、「何となく知っていた」が32.3%、「知らなかった」が22.6%、【養子が養親の扶養義務を負うこと】については、「知っていた」が46.0%、「何となく知っていた」が29.0%、「知らなかった」が25.0%であった。

養親から見た養子との関係性について「交際相手の連れ子」と回答した者のうち、養子縁組の法的効果の認識に関する質問に対する回答分布は、【養親が親権者になること】については、「知っていた」が50.0%、「何となく知っていた」が42.3%、「知らなかった」が7.7%、【実親との法律上の親子関係が存続すること】については、「知っていた」が30.8%、「何となく知っていた」が65.4%、「知らなかった」が3.8%、【養子の名字が養親の名字となること】については、「知っていた」が42.3%、「何となく知っていた」が46.2%、「知らなかった」が11.5%、【養子が養親の財産を相続すること】については、「知っていた」が38.5%、「何となく知っていた」が53.8%、「知らなかった」が7.7%、【養親が養子の財産を相続する場合があること】

については、「知っていた」が34.6%、「何となく知っていた」が53.8%、「知らなかった」が11.5%、【養親が養子の扶養義務を負うこと】については、「知っていた」が46.2%、「何となく知っていた」が46.2%、「知らなかった」が7.7%、【養子が養親の扶養義務を負うこと】については、「知っていた」が46.2%、「何となく知っていた」が46.2%、「知らなかった」が7.7%であった。

(3) 養子の意見の確認 (Q8、Q9)

養親から見た養子との関係性について「結婚相手の連れ子」と回答した者のうち、養子縁組前における養子の意見確認の有無に関する質問(Q8)に対する回答分布は、「覚えていない」(12.9%)を除き、割合が多い順に、「養親自ら養子に確認した」が31.5%、「養子の実親から養子の意見を聞いた」が23.4%、「他方の養親を通して確認した」が20.2%、「確認していない」が12.1%であった。

「確認していない」と回答した者(15名)のうち、その理由に関する質問(Q9)に対する回答分布は、割合が多い順に、「養子が幼かったため」が60.0%、「養子の実親が養子の代わりに養子縁組に同意したため」が26.7%、「養子には養子縁組のことを隠したかったため」「面倒だったため」が各6.7%であった。

養親から見た養子との関係性について「交際相手の連れ子」と回答した者のうち、養子縁組前における養子の意見確認の有無に関する質問(Q8)に対する回答分布は、「覚えていない」(3.8%)を除き、割合が多い順に、「養子の実親から養子の意見を聞いた」が34.6%、「養親自ら養子に確認した」「他方の養親を通して確認した」が各26.9%、「確認していない」が7.7%であった。

「確認していない」と回答した者(2名)のうち、その理由に関する質問(Q9)に対する回答は、「面倒だったため」「その他」が各50.0%(各1名)であり、「その他」としては「特に深く考えてなかった」という回答であった。

(4) 他方の実親の意見の確認 (Q10、11)

他方の実親の意見確認の有無については、養親から見た養子との関係性について「結婚相手の連れ子」又は「交際相手の連れ子」と回答した者に限って質問しているところ、その結果については、前記2(5)イ参照。

(5) 縁組後の養育者 (Q12)

養親から見た養子との関係性について「結婚相手の連れ子」と回答した者のうち、養子縁組後に養子の身の回りの世話をしていた者に関する質問(Q12)に対する回答分布は、「養親 及び/又は 結婚相手又は交

際相手」が71%、「実親（あなたの結婚相手又は交際相手である場合を除く。）」が29%であった。

養親から見た養子との関係性について「交際相手の連れ子」と回答した者のうち、養子縁組後に養子の身の回りの世話をしていた者に関する質問に対する回答分布は、「養親 及び／又は 結婚相手又は交際相手」とが69.2%、「実親（あなたの結婚相手又は交際相手である場合を除く。）」が26.9%であり、「その他」（3.8%・1名）として「養子縁組の前から一緒にいた」という回答があった。

(6) 縁組後の養親と実親との関係（Q15、Q16）

養親から見た養子との関係性が「結婚相手の連れ子」と回答した者のうち、縁組後に実親と連絡を取っていたかという質問（Q15）に対する回答分布は、割合が多い順に、「最初は取っていなかったが、徐々になるようになった」が33.0%、「取っていた」が31.1%、「全く取ってなかった」が28.2%、「最初は取っていたが、徐々に取らなくなった」が7.8%であった。

「徐々に取らなくなった」又は「全く取っていなかった」と回答した者（計37名）のうち、その原因に関する質問（Q16）に対する回答分布は、割合が多い順に、「連絡を取る必要性がなかった」が48.6%、「当該実親のことを知らなかった」が24.3%、「特になし」が24.3%、「実親と関係が悪かった又は悪くなった」が8.1%であった。

養親から見た養子との関係性が「交際相手の連れ子」と回答した者のうち、縁組後に実親と連絡を取っていたかという質問に対する回答分布は、割合が多い順に、「取っていた」「最初は取っていなかったが、徐々になるようになった」が各30.0%、「最初は取っていたが、徐々に取らなくなった」が25.0%、「全く取っていなかった」が15.0%であった。

「徐々に取らなくなった」又は「全く取っていなかった」と回答した者（計8名）のうち、その原因に関する質問に対する回答分布は、割合が多い順に、「連絡を取る必要性がなかった」が75.0%、「特になし」が12.5%であり、「その他」（12.5%・1名）として「離婚」という回答があった。

(7) 離縁の有無（Q18）

養親から見た養子との関係性について「結婚相手の連れ子」と回答した者のうち、離縁の有無に関する質問（Q18）に対する回答分布は、割合が多い順に、「離縁していない」が51.6%、「養子が未成年のうちに離縁した」が25.8%、「養子が成年に達してから離縁した」が16.

1%、「養子の死亡後に離縁した」が6.5%であった。

養親から見た養子との関係性について「交際相手の連れ子」と回答した者のうち、離縁の有無に関する質問に対する回答分布は、割合が多い順に、「離縁していない」が46.2%、「養子が未成年のうちに離縁した」が26.9%、「養子が成年に達してから離縁した」が23.1%、「養子の死亡後に離縁した」が3.8%であった。

(8) 離縁が誰の意向によるものか (Q19)

養親から見た養子との関係性について「結婚相手の連れ子」と回答した者のうち、離縁をすることになったのは誰の意向によるものかという質問(Q19)に対する回答分布は、割合が多い順に、「あなたの結婚相手又は交際相手」が61.5%、「養親(あなた)自身」が26.9%、「養子」が17.3%、「あなたと一緒に縁組した養親」が9.6%であった。

養親から見た養子との関係性について「交際相手の連れ子」と回答した者のうち、離縁をすることになったのは誰の意向によるものかという質問に対する回答分布は、割合が多い順に、「あなたの結婚相手又は交際相手」が76.9%、「養親(あなた)自身」「あなたと一緒に縁組した養親」が各15.4%、「養子」が7.7%であった。

(9) 離縁に関する養子の意見確認 (Q20)

養親から見た養子との関係性について「結婚相手の連れ子」と回答し、かつ、Q19で「養子」以外と回答した者のうち、離縁をする前に養子の意見を確認したかという質問に対する回答分布は、割合が多い順に、「他方の養親を通して確認した」が39.5%、「養子の実親から養子の意見を聞いた」が27.9%、「確認していない」が18.6%、「養親(あなた)自ら養子に確認した」「覚えていない」が各7.0%であった。

養親から見た養子との関係性について「交際相手の連れ子」と回答し、かつ、Q19で「養子」以外と回答した者のうち、離縁をする前に養子の意見を確認したかという質問に対する回答分布は、割合が多い順に、「他方の養親を通して確認した」が41.7%、「養子の実親から養子の意見を聞いた」が33.3%、「確認していない」が16.7%、「覚えていない」が8.3%であった。

(10) 離縁の理由 (Q21)

養親から見た養子との関係性について「結婚相手の連れ子」と回答した者のうち、離縁の理由に関する質問(Q21)に対する回答分布は、割合が多い順に、「婚姻又は交際していた養子の実親との間で、離婚又は交際解消をすれば、当然に離縁する必要があると思った」が61.5%、「あなたと養子の実父又は実母との関係が悪化した」が32.7%、「あなたと

養子の関係が悪化した」が11.5%、「実親の下で養子を育てた方が良かったと思った」が7.7%、「わからない」が1.9%であった。

養親から見た養子との関係性について「交際相手の連れ子」と回答した者のうち、離縁の理由に関する質問に対する回答分布は、割合が多い順に、「婚姻又は交際していた養子の実親との間で、離婚又は交際解消をすれば、当然に離縁する必要があると思った」が84.6%、「あなたと養子の実父又は実母との関係が悪化した」が23.1%、「あなたと養子の関係が悪化した」が7.7%であった。

以 上

別紙 1

GROUP グループ (S A)

		回答数	%
全体		300	100.0
1	男性	150	50.0
2	女性	150	50.0

SC1_1 あなたの年齢を教えてください。 / 歳 (N U)

		回答数	歳
全体		300	100.0
平均値			37.46
最小値			20.00
最大値			69.00

SC2 あなたの性別を教えてください。 (S A)

		回答数	%
全体		300	100.0
1	男性	150	50.0
2	女性	146	48.7
3	答えたくない	4	1.3

SC3 あなたは、これまでに、未成年者（養子縁組の届出をした時に20歳未満であった者を指します）と普通養子縁組をして、養親になったことがありますか。 (S A)

		回答数	%
全体		300	100.0
1	はい	300	100.0
2	いいえ	0	0.0

Q1 養子は、あなたから見て、どのような関係にある人でしたか。 (S A)

		回答数	%
全体		300	100.0
1	結婚相手（事実婚及び内縁は含みません。養子縁組の「後」に、連れ子の実親と婚姻した場合は含みます。）の連れ子	124	41.3
2	交際相手（事実婚や内縁の相手を含むものとします。以下も同じです。）の連れ子	26	8.7
3	実子	45	15.0
4	孫	8	2.7
5	甥・姪	9	3.0
6	妹・弟	9	3.0
7	里子	17	5.7
8	その他	0	0.0
9	わからない	62	20.7

Q2 養子の性別を教えてください。 (S A)

		回答数	%
全体		300	100.0
1	男性	152	50.7
2	女性	148	49.3

Q3 養子縁組の時、養子は何才でしたか。（SA）

		回答数	%
全体		300	100.0
1	小学校就学前	144	48.0
2	小学校低学年	60	20.0
3	小学校高学年	37	12.3
4	小学校卒業後～14才	15	5.0
5	15才～17才	12	4.0
6	18才以上	32	10.7

Q4 養子縁組の時、あなたに配偶者（結婚相手のことを指し、事実婚や内縁の相手は含みません。）はいましたか。（SA）

		回答数	%
全体		300	100.0
1	いた	147	49.0
2	いなかった	153	51.0

Q5_1 あなたが養親になった時に、養子の実父及び実母はご存命でしたか。／実父（SA）

		回答数	%
全体		300	100.0
1	存命だった	141	47.0
2	死亡していた	62	20.7
3	わからない	97	32.3

Q5_2 あなたが養親になった時に、養子の実父及び実母はご存命でしたか。／実母（SA）

		回答数	%
全体		300	100.0
1	存命だった	138	46.0
2	死亡していた	69	23.0
3	わからない	93	31.0

Q6 あなたが養親になった目的やきっかけについて、教えてください。（MA）

		回答数	%
全体		300	100.0
1	結婚相手・交際相手に連れ子がいたため	70	23.3
2	養子を育てるため	51	17.0
3	相続や贈与に係る税金の軽減策のため	20	6.7
4	養親の名字を養子に継がせるため	30	10.0
5	養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになったため	36	12.0
6	将来、養子に介護をしてもらうため	29	9.7
7	将来、養子に経済的な面倒をみてもらうため	36	12.0
8	養親の家を養子に継がせるため	19	6.3
9	養子の実親が養子を虐待していたため	16	5.3
10	養子の実親が経済的に子育てができなくなったため	19	6.3
11	養子の実親が病気のために子育てができなくなったため	10	3.3
12	養子の実親が亡くなったため	4	1.3
13	その他	0	0.0
14	わからない	76	25.3

Q7_1 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養親が親権者になること（S A）

		回答数	%
全体		300	100.0
1	知っていた	125	41.7
2	何となく知っていた	76	25.3
3	知らなかった	99	33.0

Q7_2 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／実親との法律上の親子関係が存続すること（S A）

		回答数	%
全体		300	100.0
1	知っていた	97	32.3
2	何となく知っていた	111	37.0
3	知らなかった	92	30.7

Q7_3 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養子の名字が養親の名字となること（S A）

		回答数	%
全体		300	100.0
1	知っていた	113	37.7
2	何となく知っていた	81	27.0
3	知らなかった	106	35.3

Q7_4 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養子が養親の財産を相続すること（S A）

		回答数	%
全体		300	100.0
1	知っていた	101	33.7
2	何となく知っていた	98	32.7
3	知らなかった	101	33.7

Q7_5 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養親が養子の財産を相続する場合があること（S A）

		回答数	%
全体		300	100.0
1	知っていた	95	31.7
2	何となく知っていた	106	35.3
3	知らなかった	99	33.0

Q7_6 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養親が養子の扶養義務を負うこと（S A）

		回答数	%
全体		300	100.0
1	知っていた	111	37.0
2	何となく知っていた	91	30.3
3	知らなかった	98	32.7

Q7_7 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養子が養親の扶養義務を負うこと（S A）

		回答数	%
全体		300	100.0
1	知っていた	114	38.0
2	何となく知っていた	82	27.3
3	知らなかった	104	34.7

Q8 養子縁組をする前に、養子の意見を確認しましたか。（S A）

		回答数	%
全体		300	100.0
1	養親（あなた）自ら養子に確認した	64	21.3
2	養子の実親から養子の意見を聞いた	53	17.7
3	他方の養親を通して確認した	54	18.0
4	確認していない	41	13.7
5	覚えていない	88	29.3
6	その他	0	0.0

Q9 養子の意見を確認しなかった理由は何ですか。（MA）

		回答数	%
全体		41	100.0
1	養子が幼かったため	16	39.0
2	養子には養子縁組のことを隠したかったため	2	4.9
3	養子の実親が養子の代わりに養子縁組に同意したため	16	39.0
4	面倒だったため	6	14.6
5	その他	1	2.4

Q10 養子縁組をする前に、養子の実親のうちあなたの結婚相手又は交際相手ではない方の実親（以下「他方の実親」と呼びます）に対して、養子縁組についての意見を聞きましたか。（S A）

		回答数	%
全体		150	100.0
1	養親（あなた）自ら聞いた	67	44.7
2	結婚相手又は交際相手が他方の実親に聞いた	50	33.3
3	聞かなかった	33	22.0
4	その他	0	0.0

Q11 他方の実親の意見を聞かなかった理由は何ですか。（MA）

		回答数	%
全体		33	100.0
1	聞く必要がないと思ったから	13	39.4
2	養子が養子縁組に同意していたから	2	6.1
3	他方の実親に反対されと思ったから	3	9.1
4	他方の実親のことを知らなかったから	6	18.2
5	他方の実親と不仲だったから	12	36.4
6	その他	1	3.0

Q12 養子縁組後、主に養子の身の回りの世話をしていたのは誰ですか。（S A）

		回答数	%
全体		300	100.0
1	養親（あなた）及び／又は あなたの結婚相手又は交際相手（実親又は養親である場合を含みます。）	167	55.7
2	実親（あなたの結婚相手又は交際相手である場合を除きます。）	131	43.7
3	その他	2	0.7

Q13 今、振り返ってみて、養子縁組後、あなたと養子との関係は、よかったと思いますか。（S A）

		回答数	%
全体		300	100.0
1	基本的によかった	67	22.3
2	徐々によくなった	48	16.0
3	どちらでもない	78	26.0
4	徐々に悪くなった	36	12.0
5	基本的に悪かった	20	6.7
6	交流がなかった	50	16.7
7	その他	1	0.3

Q14 養子との関係が、徐々に悪くなった又は悪かった原因は何ですか。（M A）

		回答数	%
全体		56	100.0
1	養子からの無視	2	3.6
2	あなたからの無視	1	1.8
3	養子の暴言	2	3.6
4	あなたの暴言	17	30.4
5	養子の暴力	13	23.2
6	あなたの暴力	9	16.1
7	あなたと実親の関係の悪化	8	14.3
8	経済的な問題	6	10.7
9	特になし	7	12.5
10	その他	0	0.0

Q15 養子縁組後、あなたは、養子の実親と連絡を取っていましたか。（S A）

		回答数	%
全体		251	100.0
1	取っていた	57	22.7
2	最初は取っていなかったが、徐々に取りようになった	61	24.3
3	最初は取っていたが、徐々に取らなくなった	38	15.1
4	全く取っていなかった	95	37.8
5	その他	0	0.0

Q16 養子の実親と徐々に連絡を取らなくなった又は全く連絡を取っていなかった理由は何ですか。（M A）

		回答数	%
全体		133	100.0
1	実親と関係が悪かった又は悪くなった	4	3.0
2	当該実親のことを知らなかった	15	11.3
3	連絡を取る必要性がなかった	46	34.6
4	特になし	71	53.4
5	その他	1	0.8

Q17_1 養親縁組について、良かったと思う点を教えてください。（MA）

		回答数	%
全体		300	100.0
1	養子を、実の子のように育てることができた	64	21.3
2	養子と実親との間に距離をおかせることができた	39	13.0
3	養子と同じ名字になれた	59	19.7
4	養子に相続権をもたせることができた	55	18.3
5	相続税などの税金対策をすることができた	41	13.7
6	養子に老後の面倒を見てもらえることになった	25	8.3
7	その他	1	0.3
8	特になし	78	26.0

Q17_2 養親縁組について、良くなかったと思う点を教えてください。（MA）

		回答数	%
全体		300	100.0
1	養子と実親との間に距離ができてしまった	27	9.0
2	実親が、養子の養育に介入してきた	28	9.3
3	養子を育てるための費用がかかり、経済的に苦しくなった	54	18.0
4	養子と同じ名字になることを嫌がった	32	10.7
5	養子を同じ名字にさせたくなかった	39	13.0
6	相続をめぐる家族間のもめごとが増えた	24	8.0
7	養子が養親の老後の面倒を嫌がった	10	3.3
8	その他	0	0.0
9	特になし	122	40.7

Q18 あなたは、養子と離縁をしましたか。（SA）

		回答数	%
全体		300	100.0
1	離縁していない（今も養親子関係がある）	123	41.0
2	養子が未成年のうちに離縁した	63	21.0
3	養子が成年に達してから離縁した	61	20.3
4	養子の死亡後に離縁した	53	17.7

Q19 養子と離縁することになったのは、誰の意向によるものでしたか。（MA）

		回答数	%
全体		124	100.0
1	養親（あなた）自身	20	16.1
2	養子	21	16.9
3	あなたの連れ子、結婚相手又は交際相手の連れ子を養子とした場合に、あなたの結婚相手又は交際相手	71	57.3
4	あなたと一緒に縁組した養親（いずれかの連れ子を養子とした場合は除きます）	24	19.4
5	その他	0	0.0

Q20 離縁をする前に、養子の意見を確かめましたか。（SA）

		回答数	%
全体		103	100.0
1	養親（あなた）自ら養子に確認した	4	3.9
2	養子の実親から養子の意見を聞いた	22	21.4
3	他方の養親を通して確認した	39	37.9
4	確認していない	24	23.3
5	覚えていない	14	13.6
6	その他	0	0.0

Q21 離縁をすることになった理由は何ですか。(MA)

		回答数	%
全体		124	100.0
1	あなたと養子の関係が悪化した	10	8.1
2	あなたと養子の実父又は実母との関係が悪化した	29	23.4
3	婚姻又は交際していた養子の実親との間で、離婚又は交際解消をすれば、当然に離縁する必要があると思った	79	63.7
4	実親の下で養子を育てた方が良かった	8	6.5
5	その他	1	0.8
6	わからない	13	10.5

Q22 結婚相手との現在の関係をお伺いします。(SA)

		回答数	%
全体		124	100.0
1	婚姻関係が継続している	66	53.2
2	養子が未成年(20歳未満)の時に離婚した	40	32.3
3	養子が成年に達した後に離婚した	13	10.5
4	死別した	5	4.0

Q23 離婚した際に、結婚相手との間で、養子の親権者、養育費、面会交流について取決めをされましたか。(MA)

		回答数	%
全体		10	100.0
1	養親(あなた)が親権者となった	3	30.0
2	結婚相手が親権者となった	2	20.0
3	どちらが親権者になったか分からない	3	30.0
4	面会交流は取り決めなかったが、養育費は取り決めた	1	10.0
5	養育費は取り決めなかったが、面会交流は取り決めた	1	10.0
6	養育費と面会交流の両方について取り決めた	3	30.0
7	離婚時に養子は存命であったが、養育費と面会交流は取り決めなかった	3	30.0
8	離婚時に養子が既に死亡していたので、親権者・養育費・面会交流のいずれについても取り決めなかった	2	20.0
9	その他	0	0.0

Q24

成年者が養子になる場合における公的な関与や支援を充実させるべきだとした場合には、どのような関与や支援が必要だと思いますか。(MA)

		回答数	%
全体		300	100.0
1	養子縁組の仕組みに関するパンフレット	50	16.7
2	養子縁組の仕組みに関するホームページ	61	20.3
3	養子縁組の仕組みに関する動画	40	13.3
4	養子との接し方に関する養親向け講習会	36	12.0
5	養親になった経験がある者たちの交流会、意見交換会	47	15.7
6	養子になった経験がある者たちの交流会、意見交換会	39	13.0
7	養親に対するカウンセリング	22	7.3
8	実親に対するカウンセリング	20	6.7
9	養子の精神状態・健康状態をチェックする制度	19	6.3
10	養子になった後、養親と養子の関係に問題が生じていないかを確認する制度	19	6.3
11	相談することができる市役所等の窓口	20	6.7
12	相談することができる学校内の窓口	12	4.0
13	電話による相談窓口	15	5.0
14	インターネットによる相談窓口	12	4.0
15	養子縁組後に別居の実親との交流を支援する制度	10	3.3
16	その他	0	0.0
17	わからない	87	29.0

Q 2 養子の性別を教えてください。(S A)

		該当数	男性	女性
全 体		300	50.7	49.3
養子との関係	結婚相手の連れ子	124	58.1	41.9
	交際相手の連れ子	26	50.0	50.0
	実子	45	57.8	42.2
	孫	8	50.0	50.0
	甥・姪	9	22.2	77.8
	妹・弟	9	33.3	66.7
	里子	17	47.1	52.9
	その他	0	0.0	0.0
	わからない	62	38.7	61.3
性別×養子との関係	男性×連れ子 計	93	71.0	29.0
	男性×結婚相手の連れ子	79	73.4	26.6
	男性×交際相手の連れ子	14	57.1	42.9
	女性×連れ子 計	56	33.9	66.1
	女性×結婚相手の連れ子	44	31.8	68.2
	女性×交際相手の連れ子	12	41.7	58.3
	答えたくない×連れ子 計	1	0.0	100.0
	答えたくない×結婚相手の連れ子	1	0.0	100.0
	答えたくない×交際相手の連れ子	0	0.0	0.0

Q 3 養子縁組の時、養子は何才でしたか。(S A)

		該当数	小学校就学前	小学校低学年	小学校高学年	小学校卒業後 14才以下	15才以上
全 体		300	48.0	20.0	12.3	5.0	10.7
養子との関係	結婚相手の連れ子	124	45.2	25.8	14.5	4.8	8.9
	交際相手の連れ子	26	38.5	26.9	19.2	7.7	0.0
	実子	45	55.6	15.6	13.3	4.4	6.7
	孫	8	37.5	37.5	12.5	0.0	0.0
	甥・姪	9	55.6	11.1	22.2	11.1	0.0
	妹・弟	9	11.1	77.8	0.0	11.1	0.0
	里子	17	52.9	11.8	5.9	5.9	11.8
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	わからない	62	56.5	1.6	6.5	3.2	25.8
性別×養子との関係	男性×連れ子 計	93	44.1	24.7	14.0	5.4	8.6
	男性×結婚相手の連れ子	79	45.6	22.8	15.2	5.1	10.1
	男性×交際相手の連れ子	14	35.7	35.7	7.1	7.1	0.0
	女性×連れ子 計	56	44.6	28.6	17.9	3.6	5.4
	女性×結婚相手の連れ子	44	45.5	31.8	13.6	2.3	6.8
	女性×交際相手の連れ子	12	41.7	16.7	33.3	8.3	0.0
	答えたくない×連れ子 計	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	答えたくない×結婚相手の連れ子	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	答えたくない×交際相手の連れ子	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

Q 4 養子縁組の時、あなたに配偶者(結婚相手のことを指し、事実婚や内縁の相手は含みません。)はいましたか。(S A)

		該当数	いた	いなかった
全 体		300	49.0	51.0
養子との関係	結婚相手の連れ子	124	68.5	31.5
	交際相手の連れ子	26	69.2	30.8
	実子	45	40.0	60.0
	孫	8	50.0	50.0
	甥・姪	9	22.2	77.8
	妹・弟	9	44.4	55.6
	里子	17	58.8	41.2
	その他	0	0.0	0.0
	わからない	62	9.7	90.3
性別×養子との関係	男性×連れ子 計	93	73.1	26.9
	男性×結婚相手の連れ子	79	70.9	29.1
	男性×交際相手の連れ子	14	85.7	14.3
	女性×連れ子 計	56	60.7	39.3
	女性×結婚相手の連れ子	44	63.6	36.4
	女性×交際相手の連れ子	12	50.0	50.0
	答えたくない×連れ子 計	1	100.0	0.0
	答えたくない×結婚相手の連れ子	1	100.0	0.0
	答えたくない×交際相手の連れ子	0	0.0	0.0

Q7_1 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養親が親権者になること（SA）

		該当数	知っていた	何となく知っていた	知らなかった
全 体		300	41.7	25.3	33.0
養子との関係	結婚相手の連れ子	124	54.0	28.2	17.7
	交際相手の連れ子	26	50.0	42.3	7.7
	実子	45	42.2	22.2	35.6
	孫	8	75.0	25.0	0.0
	甥・姪	9	33.3	33.3	33.3
	妹・弟	9	33.3	55.6	11.1
	里子	17	52.9	23.5	23.5
	その他	0	0.0	0.0	0.0
	わからない	62	8.1	9.7	82.3
	性別×養子との関係	男性×連れ子 計	93	61.3	25.8
	男性×結婚相手の連れ子	79	62.0	24.1	13.9
	男性×交際相手の連れ子	14	57.1	35.7	7.1
	女性×連れ子 計	56	41.1	37.5	21.4
	女性×結婚相手の連れ子	44	40.9	34.1	25.0
	女性×交際相手の連れ子	12	41.7	50.0	8.3
	答えたくない×連れ子 計	1	0.0	100.0	0.0
	答えたくない×結婚相手の連れ子	1	0.0	100.0	0.0
	答えたくない×交際相手の連れ子	0	0.0	0.0	0.0

Q7_2 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／実親との法律上の親子関係が存続すること（SA）

		該当数	知っていた	何となく知っていた	知らなかった
全 体		300	32.3	37.0	30.7
養子との関係	結婚相手の連れ子	124	40.3	41.9	17.7
	交際相手の連れ子	26	30.8	65.4	3.8
	実子	45	26.7	44.4	28.9
	孫	8	75.0	25.0	0.0
	甥・姪	9	11.1	55.6	33.3
	妹・弟	9	66.7	22.2	11.1
	里子	17	47.1	35.3	17.6
	その他	0	0.0	0.0	0.0
	わからない	62	9.7	11.3	79.0
	性別×養子との関係	男性×連れ子 計	93	46.2	39.8
	男性×結婚相手の連れ子	79	48.1	35.4	16.5
	男性×交際相手の連れ子	14	35.7	64.3	0.0
	女性×連れ子 計	56	26.8	55.4	17.9
	女性×結婚相手の連れ子	44	27.3	52.3	20.5
	女性×交際相手の連れ子	12	25.0	66.7	8.3
	答えたくない×連れ子 計	1	0.0	100.0	0.0
	答えたくない×結婚相手の連れ子	1	0.0	100.0	0.0
	答えたくない×交際相手の連れ子	0	0.0	0.0	0.0

Q7_3 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養子の名字が養親の名字となること（SA）

		該当数	知っていた	何となく知っていた	知らなかった
全 体		300	37.7	27.0	35.3
養子との関係	結婚相手の連れ子	124	47.6	28.2	24.2
	交際相手の連れ子	26	42.3	46.2	11.5
	実子	45	28.9	35.6	35.6
	孫	8	62.5	37.5	0.0
	甥・姪	9	22.2	55.6	22.2
	妹・弟	9	66.7	22.2	11.1
	里子	17	52.9	23.5	23.5
	その他	0	0.0	0.0	0.0
	わからない	62	12.9	6.5	80.6
	性別×養子との関係	男性×連れ子 計	93	51.6	25.8
	男性×結婚相手の連れ子	79	51.9	24.1	24.1
	男性×交際相手の連れ子	14	50.0	35.7	14.3
	女性×連れ子 計	56	39.3	39.3	21.4
	女性×結婚相手の連れ子	44	40.9	34.1	25.0
	女性×交際相手の連れ子	12	33.3	58.3	8.3
	答えたくない×連れ子 計	1	0.0	100.0	0.0
	答えたくない×結婚相手の連れ子	1	0.0	100.0	0.0
	答えたくない×交際相手の連れ子	0	0.0	0.0	0.0

Q7_4 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養子が養親の財産を相続すること（SA）

		該当数	知っていた	何となく知っていた	知らなかった
全 体		300	33.7	32.7	33.7
養子との関係	結婚相手の連れ子	124	41.1	36.3	22.6
	交際相手の連れ子	26	38.5	53.8	7.7
	実子	45	33.3	37.8	28.9
	孫	8	75.0	25.0	0.0
	甥・姪	9	33.3	22.2	44.4
	妹・弟	9	44.4	44.4	11.1
	里子	17	41.2	23.5	35.3
	その他	0	0.0	0.0	0.0
	わからない	62	8.1	16.1	75.8
	性別×養子との関係	男性×連れ子 計	93	48.4	35.5
	男性×結婚相手の連れ子	79	48.1	32.9	19.0
	男性×交際相手の連れ子	14	50.0	50.0	0.0
	女性×連れ子 計	56	28.6	44.6	26.8
	女性×結婚相手の連れ子	44	29.5	40.9	29.5
	女性×交際相手の連れ子	12	25.0	58.3	16.7
	答えたくない×連れ子 計	1	0.0	100.0	0.0
	答えたくない×結婚相手の連れ子	1	0.0	100.0	0.0
	答えたくない×交際相手の連れ子	0	0.0	0.0	0.0

Q7_5 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養親が養子の財産を相続する場合があること（SA）

		該当数	知っていた	何となく知っていた	知らなかった
全 体		300	31.7	35.3	33.0
養子との関係	結婚相手の連れ子	124	38.7	38.7	22.6
	交際相手の連れ子	26	34.6	53.8	11.5
	実子	45	35.6	33.3	31.1
	孫	8	50.0	50.0	0.0
	甥・姪	9	44.4	22.2	33.3
	妹・弟	9	22.2	77.8	0.0
	里子	17	35.3	41.2	23.5
	その他	0	0.0	0.0	0.0
	わからない	62	9.7	14.5	75.8
	性別×養子との関係	男性×連れ子 計	93	44.1	38.7
	男性×結婚相手の連れ子	79	43.0	38.0	19.0
	男性×交際相手の連れ子	14	50.0	42.9	7.1
	女性×連れ子 計	56	28.6	44.6	26.8
	女性×結婚相手の連れ子	44	31.8	38.6	29.5
	女性×交際相手の連れ子	12	16.7	66.7	16.7
	答えたくない×連れ子 計	1	0.0	100.0	0.0
	答えたくない×結婚相手の連れ子	1	0.0	100.0	0.0
	答えたくない×交際相手の連れ子	0	0.0	0.0	0.0

Q7_6 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養親が養子の扶養義務を負うこと（SA）

		該当数	知っていた	何となく知っていた	知らなかった
全 体		300	37.0	30.3	32.7
養子との関係	結婚相手の連れ子	124	45.2	32.3	22.6
	交際相手の連れ子	26	46.2	46.2	7.7
	実子	45	37.8	33.3	28.9
	孫	8	62.5	37.5	0.0
	甥・姪	9	33.3	44.4	22.2
	妹・弟	9	33.3	55.6	11.1
	里子	17	47.1	23.5	29.4
	その他	0	0.0	0.0	0.0
	わからない	62	11.3	12.9	75.8
	性別×養子との関係	男性×連れ子 計	93	48.4	33.3
	男性×結婚相手の連れ子	79	49.4	29.1	21.5
	男性×交際相手の連れ子	14	42.9	57.1	0.0
	女性×連れ子 計	56	39.3	37.5	23.2
	女性×結婚相手の連れ子	44	36.4	38.6	25.0
	女性×交際相手の連れ子	12	50.0	33.3	16.7
	答えたくない×連れ子 計	1	100.0	0.0	0.0
	答えたくない×結婚相手の連れ子	1	100.0	0.0	0.0
	答えたくない×交際相手の連れ子	0	0.0	0.0	0.0

Q7_7 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養子が養親の扶養義務を負うこと（SA）

		該当数	知っていた	何となく知っていた	知らなかった
全 体		300	38.0	27.3	34.7
養子との関係	結婚相手の連れ子	124	46.0	29.0	25.0
	交際相手の連れ子	26	46.2	46.2	7.7
	実子	45	35.6	33.3	31.1
	孫	8	75.0	25.0	0.0
	甥・姪	9	33.3	44.4	22.2
	妹・弟	9	44.4	44.4	11.1
	里子	17	41.2	29.4	29.4
	その他	0	0.0	0.0	0.0
	わからない	62	14.5	6.5	79.0
	男性×連れ子 計	93	47.3	30.1	22.6
性別×養子との関係	男性×結婚相手の連れ子	79	45.6	27.8	26.6
	男性×交際相手の連れ子	14	57.1	42.9	0.0
	女性×連れ子 計	56	42.9	35.7	21.4
	女性×結婚相手の連れ子	44	45.5	31.8	22.7
	女性×交際相手の連れ子	12	33.3	50.0	16.7
	答えたくない×連れ子 計	1	100.0	0.0	0.0
	答えたくない×結婚相手の連れ子	1	100.0	0.0	0.0
	答えたくない×交際相手の連れ子	0	0.0	0.0	0.0

Q8 養子縁組をする前に、養子の意見を確かめましたか。（SA）

		該当数	子養に親へ認めた（自ら養	意養子の意見を聞いたから養子の	認他し方の養親を通して確	確認していない	覚えていない	その他
全 体		300	21.3	17.7	18.0	13.7	29.3	0.0
養子との関係	結婚相手の連れ子	124	31.5	23.4	20.2	12.1	12.9	0.0
	交際相手の連れ子	26	26.9	34.6	26.9	7.7	3.8	0.0
	実子	45	13.3	20.0	15.6	20.0	31.1	0.0
	孫	8	25.0	25.0	12.5	25.0	12.5	0.0
	甥・姪	9	22.2	0.0	33.3	22.2	22.2	0.0
	妹・弟	9	0.0	11.1	66.7	11.1	11.1	0.0
	里子	17	35.3	17.6	5.9	17.6	23.5	0.0
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	わからない	62	3.2	0.0	6.5	11.3	79.0	0.0
	性別×養子との関係	男性×連れ子 計	93	33.3	22.6	21.5	11.8	10.8
男性×結婚相手の連れ子		79	32.9	21.5	20.3	12.7	12.7	0.0
男性×交際相手の連れ子		14	35.7	28.6	28.6	7.1	0.0	0.0
女性×連れ子 計		56	26.8	30.4	19.6	10.7	12.5	0.0
女性×結婚相手の連れ子		44	29.5	27.3	18.2	11.4	13.6	0.0
女性×交際相手の連れ子		12	16.7	41.7	25.0	8.3	8.3	0.0
答えたくない×連れ子 計		1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
答えたくない×結婚相手の連れ子		1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
答えたくない×交際相手の連れ子		0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

Q9 養子の意見を確かめなかった理由は何か。（MA）

		該当数	養子が幼かったため	と養子隠しはした養子縁組のため	しわ養子にのみ養子親縁組に子同代	面倒だったため	その他
全 体		41	39.0	4.9		39.0	2.4
養子との関係	結婚相手の連れ子	15	60.0	6.7		26.7	6.7
	交際相手の連れ子	2	0.0	0.0		0.0	50.0
	実子	9	22.2	11.1		55.6	11.1
	孫	2	0.0	0.0		100.0	0.0
	甥・姪	2	0.0	0.0		100.0	0.0
	妹・弟	1	0.0	0.0		100.0	0.0
	里子	3	66.7	0.0		0.0	33.3
	その他	0	0.0	0.0		0.0	0.0
	わからない	7	42.9	0.0		28.6	28.6
	性別×養子との関係	男性×連れ子 計	11	54.5	0.0		27.3
男性×結婚相手の連れ子		10	60.0	0.0		30.0	10.0
男性×交際相手の連れ子		1	0.0	0.0		0.0	100.0
女性×連れ子 計		6	50.0	16.7		16.7	16.7
女性×結婚相手の連れ子		5	60.0	20.0		20.0	0.0
女性×交際相手の連れ子		1	0.0	0.0		0.0	100.0
答えたくない×連れ子 計		0	0.0	0.0		0.0	0.0
答えたくない×結婚相手の連れ子		0	0.0	0.0		0.0	0.0
答えたくない×交際相手の連れ子		0	0.0	0.0		0.0	0.0

Q 1 0 養子縁組をする前に、養子の実親のうちあなたの結婚相手又は交際相手ではない方の実親（以下「他方の実親」と呼びます）に対して、養子縁組についての意見を聞きましたか。（S A）

		該当数	い養 た親 （あ なた） 自 ら 聞	が結 他婚 方相 の手 実又 親は に交 際相 手	聞 か な か つ た	そ の 他
全 体		150	44.7	33.3	22.0	0.0
養子との関係	結婚相手の連れ子	124	43.5	33.1	23.4	0.0
	交際相手の連れ子	26	50.0	34.6	15.4	0.0
	実子	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	孫	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	甥・姪	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	妹・弟	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	里子	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	わからない	0	0.0	0.0	0.0	0.0
性別×養子との関係	男性×連れ子 計	93	45.2	30.1	24.7	0.0
	男性×結婚相手の連れ子	79	43.0	30.4	26.6	0.0
	男性×交際相手の連れ子	14	57.1	28.6	14.3	0.0
	女性×連れ子 計	56	44.6	37.5	17.9	0.0
	女性×結婚相手の連れ子	44	45.5	36.4	18.2	0.0
	女性×交際相手の連れ子	12	41.7	41.7	16.7	0.0
	答えたくない×連れ子 計	1	0.0	100.0	0.0	0.0
	答えたくない×結婚相手の連れ子	1	0.0	100.0	0.0	0.0
	答えたくない×交際相手の連れ子	0	0.0	0.0	0.0	0.0

Q 1 1 他方の実親の意見を聞かなかった理由は何ですか。（M A）

		該当数	た聞 か く ら 必 要 が な い と 思 っ	し養 て が い た 養 か 子 ら 縁 組 に 同 意	る他 と方 の思 つ つ 実 た か ら 反 対 さ れ	ら他 な方 か つ 実 た 親 か ら こ と を 知	た他 方 の 実 親 と 不 仲 だ つ	そ の 他
全 体		33	39.4	6.1	9.1	18.2	36.4	3.0
養子との関係	結婚相手の連れ子	29	37.9	3.4	10.3	13.8	41.4	3.4
	交際相手の連れ子	4	50.0	25.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	実子	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	孫	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	甥・姪	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	妹・弟	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	里子	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	わからない	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
性別×養子との関係	男性×連れ子 計	23	52.2	8.7	0.0	13.0	39.1	0.0
	男性×結婚相手の連れ子	21	47.6	4.8	0.0	14.3	42.9	0.0
	男性×交際相手の連れ子	2	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	女性×連れ子 計	10	10.0	0.0	30.0	30.0	30.0	10.0
	女性×結婚相手の連れ子	8	12.5	0.0	37.5	12.5	37.5	12.5
	女性×交際相手の連れ子	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	答えたくない×連れ子 計	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×結婚相手の連れ子	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×交際相手の連れ子	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

Q 1 2 養子縁組後、主に養子の身の回りの世話をしていたのは誰ですか。（S A）

		該当数	手又養 又は親 は（あ 交あ 際あ なた の） 手 の 結 及 婚 び 相 ／	実 親	そ の 他
全 体		300	55.7	43.7	0.7
養子との関係	結婚相手の連れ子	124	71.0	29.0	0.0
	交際相手の連れ子	26	69.2	26.9	3.8
	実子	45	51.1	48.9	0.0
	孫	8	50.0	50.0	0.0
	甥・姪	9	22.2	77.8	0.0
	妹・弟	9	33.3	66.7	0.0
	里子	17	88.2	11.8	0.0
	その他	0	0.0	0.0	0.0
	わからない	62	22.6	75.8	1.6
性別×養子との関係	男性×連れ子 計	93	71.0	28.0	1.1
	男性×結婚相手の連れ子	79	70.9	29.1	0.0
	男性×交際相手の連れ子	14	71.4	21.4	7.1
	女性×連れ子 計	56	71.4	28.6	0.0
	女性×結婚相手の連れ子	44	72.7	27.3	0.0
	女性×交際相手の連れ子	12	66.7	33.3	0.0
	答えたくない×連れ子 計	1	0.0	100.0	0.0
	答えたくない×結婚相手の連れ子	1	0.0	100.0	0.0
	答えたくない×交際相手の連れ子	0	0.0	0.0	0.0

Q13 今、振り返ってみて、養子縁組後、あなたと養子との関係は、よかったと思いますか。(SA)

		該当数	基本的によかった	徐々によくなった	どちらでもない	徐々に悪くなった	基本的に悪かった	交流がなかった	その他
全 体		300	22.3	16.0	26.0	12.0	6.7	16.7	0.3
養子との関係	結婚相手の連れ子	124	29.8	21.8	29.0	11.3	4.8	3.2	0.0
	交際相手の連れ子	26	26.9	23.1	15.4	15.4	11.5	3.8	3.8
	実子	45	22.2	17.8	17.8	17.8	6.7	17.8	0.0
	孫	8	37.5	0.0	25.0	25.0	12.5	0.0	0.0
	甥・姪	9	22.2	11.1	33.3	0.0	11.1	22.2	0.0
	妹・弟	9	0.0	11.1	22.2	44.4	0.0	22.2	0.0
	里子	17	23.5	23.5	35.3	5.9	5.9	5.9	0.0
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	わからない	62	6.5	1.6	27.4	4.8	8.1	51.6	0.0
	性別×養子との関係	男性×連れ子 計	93	35.5	20.4	26.9	9.7	5.4	1.1
	男性×結婚相手の連れ子	79	35.4	19.0	29.1	8.9	6.3	1.3	0.0
	男性×交際相手の連れ子	14	35.7	28.6	14.3	14.3	0.0	0.0	7.1
	女性×連れ子 計	56	19.6	25.0	26.8	16.1	7.1	5.4	0.0
	女性×結婚相手の連れ子	44	20.5	27.3	29.5	15.9	2.3	4.5	0.0
	女性×交際相手の連れ子	12	16.7	16.7	16.7	16.7	25.0	8.3	0.0
	答えたくない×連れ子 計	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	答えたくない×結婚相手の連れ子	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	答えたくない×交際相手の連れ子	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

Q14 養子との関係が、徐々に悪くなった又は悪かった原因は何ですか。(MA)

		該当数	養子からの無視	あなたからの無視	養子の暴言	あなたの暴言	養子の暴力	あなたの暴力	悪化あなたと実親の関係の	経済的な問題	特になし	その他
全 体		56	3.6	1.8	3.6	30.4	23.2	16.1	14.3	10.7	12.5	0.0
養子との関係	結婚相手の連れ子	20	5.0	0.0	5.0	45.0	20.0	10.0	20.0	15.0	0.0	0.0
	交際相手の連れ子	7	14.3	0.0	0.0	14.3	71.4	28.6	14.3	14.3	0.0	0.0
	実子	11	0.0	9.1	9.1	45.5	9.1	0.0	9.1	9.1	18.2	0.0
	孫	3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	甥・姪	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	妹・弟	4	0.0	0.0	0.0	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	里子	2	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	わからない	8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	12.5	12.5	62.5	0.0
	性別×養子との関係	男性×連れ子 計	14	7.1	0.0	7.1	50.0	28.6	7.1	21.4	0.0	0.0
	男性×結婚相手の連れ子	12	8.3	0.0	8.3	50.0	25.0	8.3	25.0	0.0	0.0	0.0
	男性×交際相手の連れ子	2	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	女性×連れ子 計	13	7.7	0.0	0.0	23.1	38.5	23.1	15.4	30.8	0.0	0.0
	女性×結婚相手の連れ子	8	0.0	0.0	0.0	37.5	12.5	12.5	12.5	37.5	0.0	0.0
	女性×交際相手の連れ子	5	20.0	0.0	0.0	0.0	80.0	40.0	20.0	20.0	0.0	0.0
	答えたくない×連れ子 計	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×結婚相手の連れ子	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×交際相手の連れ子	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

Q15 養子縁組後、あなたは、養子の実親と連絡を取っていましたか。(SA)

		該当数	取っていた	にた最なが初は、は取取々々にて取取るなよかつ	徐最々初には取取らなくてなかつた	全く取っていないかつた	その他
全 体		251	22.7	24.3	15.1	37.8	0.0
養子との関係	結婚相手の連れ子	103	31.1	33.0	7.8	28.2	0.0
	交際相手の連れ子	20	30.0	30.0	25.0	15.0	0.0
	実子	35	22.9	22.9	17.1	37.1	0.0
	孫	7	14.3	42.9	28.6	14.3	0.0
	甥・姪	5	40.0	20.0	20.0	20.0	0.0
	妹・弟	9	0.0	33.3	55.6	11.1	0.0
	里子	14	21.4	28.6	14.3	35.7	0.0
	その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	わからない	58	8.6	3.4	15.5	72.4	0.0
	性別×養子との関係	男性×連れ子 計	83	31.3	25.3	8.4	34.9
	男性×結婚相手の連れ子	71	29.6	26.8	7.0	36.6	0.0
	男性×交際相手の連れ子	12	41.7	16.7	16.7	25.0	0.0
	女性×連れ子 計	39	30.8	48.7	12.8	7.7	0.0
	女性×結婚相手の連れ子	31	35.5	48.4	6.5	9.7	0.0
	女性×交際相手の連れ子	8	12.5	50.0	37.5	0.0	0.0
	答えたくない×連れ子 計	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	答えたくない×結婚相手の連れ子	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	答えたくない×交際相手の連れ子	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

Q1 養子は、あなたから見て、どのような関係にある人でしたか。(SA)

		該当数	結婚相手の連れ子	交際相手の連れ子	養子	孫	甥・姪	妹・弟	里子	その他	わからない
全 体		300	41.3	8.7	15.0	2.7	3.0	3.0	5.7	0.0	20.7
年齢別	20～29歳	95	38.9	10.5	13.7	1.1	6.3	5.3	6.3	0.0	17.9
	30～39歳	98	52.0	9.2	17.3	4.1	1.0	2.0	3.1	0.0	11.2
	40～49歳	47	29.8	6.4	19.1	2.1	4.3	4.3	6.4	0.0	27.7
	50～59歳	42	38.1	7.1	9.5	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0	38.1
	60～69歳	18	33.3	5.6	11.1	11.1	0.0	0.0	11.1	0.0	27.8
性別	男性	150	52.7	9.3	14.0	2.0	2.7	2.0	4.0	0.0	13.3
	女性	146	30.1	8.2	16.4	3.4	3.4	4.1	7.5	0.0	26.7
	答えたくない	4	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0
性年齢別	男性×20～29歳	39	46.2	7.7	12.8	2.6	10.3	2.6	5.1	0.0	12.8
	男性×30～39歳	55	56.4	10.9	16.4	0.0	0.0	3.6	1.8	0.0	10.9
	男性×40～49歳	21	52.4	4.8	23.8	4.8	0.0	0.0	4.8	0.0	9.5
	男性×50～59歳	26	57.7	11.5	3.8	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0	19.2
	男性×60～69歳	9	44.4	11.1	11.1	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	22.2
	女性×20～29歳	53	34.0	13.2	15.1	0.0	3.8	7.5	7.5	0.0	18.9
	女性×30～39歳	43	46.5	7.0	18.6	9.3	2.3	0.0	4.7	0.0	11.6
	女性×40～49歳	26	11.5	7.7	15.4	0.0	7.7	7.7	7.7	0.0	42.3
	女性×50～59歳	15	6.7	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	6.7	0.0	66.7
	女性×60～69歳	9	22.2	0.0	11.1	11.1	0.0	0.0	22.2	0.0	33.3
	答えたくない×20～29歳	3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

Q2 養子の性別を教えてください。(SA)

		該当数	男性	女性
全 体		300	50.7	49.3
年齢別	20～29歳	95	43.2	56.8
	30～39歳	98	55.1	44.9
	40～49歳	47	55.3	44.7
	50～59歳	42	54.8	45.2
	60～69歳	18	44.4	55.6
性別	男性	150	72.0	28.0
	女性	146	29.5	70.5
	答えたくない	4	25.0	75.0
性年齢別	男性×20～29歳	39	74.4	25.6
	男性×30～39歳	55	74.5	25.5
	男性×40～49歳	21	76.2	23.8
	男性×50～59歳	26	65.4	34.6
	男性×60～69歳	9	55.6	44.4
	女性×20～29歳	53	22.6	77.4
	女性×30～39歳	43	30.2	69.8
	女性×40～49歳	26	38.5	61.5
	女性×50～59歳	15	33.3	66.7
	女性×60～69歳	9	33.3	66.7
	答えたくない×20～29歳	3	0.0	100.0
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	1	100.0	0.0
答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	

Q3 養子縁組の時、養子は何才でしたか。(SA)

		該当数	小学校就学前	小学校低学年	小学校高学年	小学校卒業後 14才以下	15才以上	18才以上
全 体		300	48.0	20.0	12.3	5.0	4.0	10.7
年齢別	20～29歳	95	47.4	23.2	14.7	4.2	3.2	7.4
	30～39歳	98	57.1	22.4	11.2	4.1	1.0	4.1
	40～49歳	47	40.4	23.4	12.8	10.6	4.3	8.5
	50～59歳	42	38.1	9.5	9.5	4.8	7.1	31.0
	60～69歳	18	44.4	5.6	11.1	0.0	16.7	22.2
性別	男性	150	44.7	22.7	12.0	6.7	4.0	10.0
	女性	146	52.1	17.8	13.0	2.7	4.1	10.3
	答えたくない	4	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0	50.0
性年齢別	男性×20～29歳	39	43.6	28.2	12.8	2.6	5.1	7.7
	男性×30～39歳	55	56.4	20.0	12.7	7.3	1.8	1.8
	男性×40～49歳	21	33.3	33.3	14.3	14.3	0.0	4.8
	男性×50～59歳	26	30.8	15.4	7.7	7.7	7.7	30.8
	男性×60～69歳	9	44.4	11.1	11.1	0.0	11.1	22.2
	女性×20～29歳	53	50.9	20.8	17.0	3.8	1.9	5.7
	女性×30～39歳	43	58.1	25.6	9.3	0.0	0.0	7.0
	女性×40～49歳	26	46.2	15.4	11.5	7.7	7.7	11.5
	女性×50～59歳	15	53.3	0.0	13.3	0.0	6.7	26.7
	女性×60～69歳	9	44.4	0.0	11.1	0.0	22.2	22.2
	答えたくない×20～29歳	3	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

Q4 養子縁組の時、あなたに配偶者(結婚相手のことを指し、事実婚や内縁の相手は含みません。)はいましたか。(SA)

		該当数	いた	いなかった
全 体		300	49.0	51.0

年齢別	20～29歳	95	46.3	53.7
	30～39歳	98	60.2	39.8
	40～49歳	47	42.6	57.4
	50～59歳	42	31.0	69.0
	60～69歳	18	61.1	38.9
性別	男性	150	59.3	40.7
	女性	146	39.0	61.0
	答えたくない	4	25.0	75.0
性年齢別	男性×20～29歳	39	51.3	48.7
	男性×30～39歳	55	70.9	29.1
	男性×40～49歳	21	57.1	42.9
	男性×50～59歳	26	42.3	57.7
	男性×60～69歳	9	77.8	22.2
	女性×20～29歳	53	43.4	56.6
	女性×30～39歳	43	46.5	53.5
	女性×40～49歳	26	30.8	69.2
	女性×50～59歳	15	13.3	86.7
	女性×60～69歳	9	44.4	55.6
	答えたくない×20～29歳	3	33.3	66.7
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	1	0.0	100.0
答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	

Q5_1 あなたが養親になった時に、養子の実父及び実母はご存命でしたか。／実父（SA）

		該当数	存命だった	死亡していた	わからない
全 体		300	47.0	20.7	32.3
年齢別	20～29歳	95	54.7	18.9	26.3
	30～39歳	98	54.1	21.4	24.5
	40～49歳	47	38.3	25.5	36.2
	50～59歳	42	26.2	11.9	61.9
	60～69歳	18	38.9	33.3	27.8
性別	男性	150	55.3	17.3	27.3
	女性	146	38.4	24.7	37.0
	答えたくない	4	50.0	0.0	50.0
性年齢別	男性×20～29歳	39	66.7	10.3	23.1
	男性×30～39歳	55	60.0	20.0	20.0
	男性×40～49歳	21	42.9	28.6	28.6
	男性×50～59歳	26	42.3	11.5	46.2
	男性×60～69歳	9	44.4	22.2	33.3
	女性×20～29歳	53	45.3	26.4	28.3
	女性×30～39歳	43	46.5	23.3	30.2
	女性×40～49歳	26	34.6	23.1	42.3
	女性×50～59歳	15	0.0	13.3	86.7
	女性×60～69歳	9	33.3	44.4	22.2
	答えたくない×20～29歳	3	66.7	0.0	33.3
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	1	0.0	0.0	100.0
答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0	

Q5_2 あなたが養親になった時に、養子の実父及び実母はご存命でしたか。／実母（SA）

		該当数	存命だった	死亡していた	わからない
全 体		300	46.0	23.0	31.0
年齢別	20～29歳	95	47.4	25.3	27.4
	30～39歳	98	52.0	24.5	23.5
	40～49歳	47	40.4	23.4	36.2
	50～59歳	42	35.7	9.5	54.8
	60～69歳	18	44.4	33.3	22.2
性別	男性	150	52.7	22.0	25.3
	女性	146	39.0	24.7	36.3
	答えたくない	4	50.0	0.0	50.0
性年齢別	男性×20～29歳	39	48.7	25.6	25.6
	男性×30～39歳	55	58.2	23.6	18.2
	男性×40～49歳	21	42.9	28.6	28.6
	男性×50～59歳	26	53.8	7.7	38.5
	男性×60～69歳	9	55.6	22.2	22.2
	女性×20～29歳	53	45.3	26.4	28.3
	女性×30～39歳	43	44.2	25.6	30.2
	女性×40～49歳	26	38.5	19.2	42.3
	女性×50～59歳	15	6.7	13.3	80.0
	女性×60～69歳	9	33.3	44.4	22.2
	答えたくない×20～29歳	3	66.7	0.0	33.3
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	1	0.0	0.0	100.0
答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0	

Q6 あなたが養親になった目的やきっかけについて、教えて下さい。（MA）

		該当数	連絡が手配されたい	養子を育てるため	の相続や財産の承継	が養親の名義で養子に継	に養親の先住権を確保	て将来、養子のために	面倒をみてもらうため	せる親の家の継承	待養子の実親のため	た養子の養育費を賄	なめ養子の実親が	た養子の実親が	その他	わからない
全 体		300	23.3	17.0	6.7	10.0	12.0	9.7	12.0	6.3	5.3	6.3	3.3	1.3	0.0	25.3
年齢別	20～29歳	95	18.9	21.1	7.4	9.5	15.8	9.5	12.6	10.5	6.3	9.5	6.3	0.0	0.0	21.1
	30～39歳	98	24.5	15.3	9.2	12.2	19.4	10.2	15.3	5.1	8.2	5.1	2.0	0.0	0.0	17.3
	40～49歳	47	14.9	14.9	8.5	10.6	2.1	19.1	12.8	8.5	4.3	6.4	2.1	2.1	0.0	31.9
	50～59歳	42	33.3	16.7	0.0	2.4	0.0	2.4	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0	45.2
	60～69歳	18	38.9	11.1	0.0	16.7	5.6	0.0	11.1	0.0	0.0	11.1	5.6	11.1	0.0	27.8
性別	男性	150	30.7	18.0	8.7	9.3	14.7	10.7	15.3	6.0	5.3	6.0	2.7	1.3	0.0	18.7
	女性	146	16.4	16.4	4.8	11.0	9.6	8.9	8.9	6.8	5.5	5.5	4.1	1.4	0.0	31.5
	答えたくない	4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0
性年齢別	男性×20～29歳	39	25.6	20.5	10.3	10.3	23.1	12.8	17.9	12.8	5.1	10.3	7.7	0.0	0.0	12.8
	男性×30～39歳	55	27.3	14.5	12.7	9.1	21.8	10.9	18.2	5.5	9.1	5.5	1.8	0.0	0.0	16.4
	男性×40～49歳	21	23.8	23.8	9.5	9.5	4.8	19.0	23.8	4.8	4.8	9.5	0.0	4.8	0.0	19.0
	男性×50～59歳	26	46.2	19.2	0.0	3.8	0.0	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	34.6
	男性×60～69歳	9	44.4	11.1	0.0	22.2	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	11.1

性 年 齢 別	女性×20～29歳	53	15.1	22.6	5.7	9.4	11.3	7.5	9.4	9.4	7.5	5.7	5.7	0.0	0.0	26.4
	女性×30～39歳	43	20.9	16.3	4.7	16.3	16.3	9.3	11.6	4.7	7.0	4.7	2.3	0.0	0.0	18.6
	女性×40～49歳	26	7.7	7.7	7.7	11.5	0.0	19.2	3.8	11.5	3.8	3.8	3.8	0.0	0.0	42.3
	女性×50～59歳	15	13.3	13.3	0.0	0.0	0.0	0.0	6.7	0.0	0.0	0.0	0.0	6.7	0.0	60.0
	女性×60～69歳	9	33.3	11.1	0.0	11.1	11.1	0.0	11.1	0.0	0.0	22.2	11.1	11.1	0.0	44.4
	答えたくない×20～29歳	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	33.3
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

Q7_1 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養親が親権者になること（SA）

		該 当 数	知 つ て い た	何 と な く 知 つ て い た	知 ら な か つ た
全 体		300	41.7	25.3	33.0
年 齢 別	20～29歳	95	40.0	23.2	36.8
	30～39歳	98	43.9	32.7	23.5
	40～49歳	47	48.9	19.1	31.9
	50～59歳	42	28.6	19.0	52.4
	60～69歳	18	50.0	27.8	22.2
性 別	男性	150	49.3	24.0	26.7
	女性	146	34.2	26.7	39.0
	答えたくない	4	25.0	25.0	50.0
性 年 齢 別	男性×20～29歳	39	51.3	20.5	28.2
	男性×30～39歳	55	49.1	29.1	21.8
	男性×40～49歳	21	57.1	14.3	28.6
	男性×50～59歳	26	38.5	23.1	38.5
	男性×60～69歳	9	55.6	33.3	11.1
	女性×20～29歳	53	32.1	24.5	43.4
	女性×30～39歳	43	37.2	37.2	25.6
	女性×40～49歳	26	42.3	23.1	34.6
	女性×50～59歳	15	13.3	13.3	73.3
	女性×60～69歳	9	44.4	22.2	33.3
	答えたくない×20～29歳	3	33.3	33.3	33.3
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	1	0.0	0.0	100.0
答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0	

Q7_2 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／実親との法律上の親子関係が存続すること（SA）

		該 当 数	知 つ て い た	何 と な く 知 つ て い た	知 ら な か つ た
全 体		300	32.3	37.0	30.7
年 齢 別	20～29歳	95	30.5	35.8	33.7
	30～39歳	98	35.7	45.9	18.4
	40～49歳	47	40.4	29.8	29.8
	50～59歳	42	19.0	26.2	54.8
	60～69歳	18	33.3	38.9	27.8
性 別	男性	150	36.7	36.7	26.7
	女性	146	28.1	37.7	34.2
	答えたくない	4	25.0	25.0	50.0
性 年 齢 別	男性×20～29歳	39	30.8	41.0	28.2
	男性×30～39歳	55	41.8	38.2	20.0
	男性×40～49歳	21	52.4	23.8	23.8
	男性×50～59歳	26	26.9	30.8	42.3
	男性×60～69歳	9	22.2	55.6	22.2
	女性×20～29歳	53	30.2	32.1	37.7
	女性×30～39歳	43	27.9	55.8	16.3
	女性×40～49歳	26	30.8	34.6	34.6
	女性×50～59歳	15	6.7	20.0	73.3
	女性×60～69歳	9	44.4	22.2	33.3
	答えたくない×20～29歳	3	33.3	33.3	33.3
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	1	0.0	0.0	100.0
答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0	

Q7_3 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養子の名字が養親の名字となること（SA）

		該 当 数	知 つ て い た	何 と な く 知 つ て い た	知 ら な か つ た
全 体		300	37.7	27.0	35.3
年 齢 別	20～29歳	95	29.5	31.6	38.9
	30～39歳	98	44.9	27.6	27.6
	40～49歳	47	40.4	27.7	31.9
	50～59歳	42	28.6	14.3	57.1
	60～69歳	18	55.6	27.8	16.7
性 別	男性	150	40.7	26.0	33.3
	女性	146	34.9	28.1	37.0
	答えたくない	4	25.0	25.0	50.0
性 年 齢 別	男性×20～29歳	39	28.2	33.3	38.5
	男性×30～39歳	55	45.5	23.6	30.9
	男性×40～49歳	21	52.4	19.0	28.6
	男性×50～59歳	26	34.6	19.2	46.2
	男性×60～69歳	9	55.6	44.4	0.0
	女性×20～29歳	53	30.2	30.2	39.6
	女性×30～39歳	43	44.2	32.6	23.3
	女性×40～49歳	26	30.8	34.6	34.6
	女性×50～59歳	15	20.0	6.7	73.3
	女性×60～69歳	9	55.6	11.1	33.3
	答えたくない×20～29歳	3	33.3	33.3	33.3
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	1	0.0	0.0	100.0
答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0	

Q7_4 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養子が養親の財産を相続すること（SA）

		該当数	知っていた	何となく知っていた	知らなかった
全 体		300	33.7	32.7	33.7
年 齢 別	20～29歳	95	35.8	30.5	33.7
	30～39歳	98	34.7	36.7	28.6
	40～49歳	47	27.7	44.7	27.7
	50～59歳	42	26.2	16.7	57.1
	60～69歳	18	50.0	27.8	22.2
性 別	男性	150	40.0	33.3	26.7
	女性	146	27.4	32.2	40.4
	答えたくない	4	25.0	25.0	50.0
性 年 齢 別	男性×20～29歳	39	43.6	35.9	20.5
	男性×30～39歳	55	38.2	34.5	27.3
	男性×40～49歳	21	38.1	42.9	19.0
	男性×50～59歳	26	38.5	15.4	46.2
	男性×60～69歳	9	44.4	44.4	11.1
	女性×20～29歳	53	30.2	26.4	43.4
	女性×30～39歳	43	30.2	39.5	30.2
	女性×40～49歳	26	19.2	46.2	34.6
	女性×50～59歳	15	6.7	20.0	73.3
	女性×60～69歳	9	55.6	11.1	33.3
	答えたくない×20～29歳	3	33.3	33.3	33.3
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	1	0.0	0.0	100.0
	答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0

Q7_5 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養親が養子の財産を相続する場合があること（SA）

		該当数	知っていた	何となく知っていた	知らなかった
全 体		300	31.7	35.3	33.0
年 齢 別	20～29歳	95	32.6	36.8	30.5
	30～39歳	98	33.7	40.8	25.5
	40～49歳	47	31.9	38.3	29.8
	50～59歳	42	19.0	16.7	64.3
	60～69歳	18	44.4	33.3	22.2
性 別	男性	150	37.3	36.0	26.7
	女性	146	26.0	34.9	39.0
	答えたくない	4	25.0	25.0	50.0
性 年 齢 別	男性×20～29歳	39	38.5	38.5	23.1
	男性×30～39歳	55	38.2	40.0	21.8
	男性×40～49歳	21	42.9	33.3	23.8
	男性×50～59歳	26	26.9	19.2	53.8
	男性×60～69歳	9	44.4	55.6	0.0
	女性×20～29歳	53	28.3	35.8	35.8
	女性×30～39歳	43	27.9	41.9	30.2
	女性×40～49歳	26	23.1	42.3	34.6
	女性×50～59歳	15	6.7	13.3	80.0
	女性×60～69歳	9	44.4	11.1	44.4
	答えたくない×20～29歳	3	33.3	33.3	33.3
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	1	0.0	0.0	100.0
	答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0

Q7_6 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養親が養子の扶養義務を負うこと（SA）

		該当数	知っていた	何となく知っていた	知らなかった
全 体		300	37.0	30.3	32.7
年 齢 別	20～29歳	95	41.1	27.4	31.6
	30～39歳	98	31.6	41.8	26.5
	40～49歳	47	38.3	29.8	31.9
	50～59歳	42	31.0	11.9	57.1
	60～69歳	18	55.6	27.8	16.7
性 別	男性	150	38.7	33.3	28.0
	女性	146	34.9	28.1	37.0
	答えたくない	4	50.0	0.0	50.0
性 年 齢 別	男性×20～29歳	39	38.5	35.9	25.6
	男性×30～39歳	55	30.9	43.6	25.5
	男性×40～49歳	21	42.9	28.6	28.6
	男性×50～59歳	26	42.3	11.5	46.2
	男性×60～69歳	9	66.7	33.3	0.0
	女性×20～29歳	53	41.5	22.6	35.8
	女性×30～39歳	43	32.6	39.5	27.9
	女性×40～49歳	26	34.6	30.8	34.6
	女性×50～59歳	15	13.3	13.3	73.3
	女性×60～69歳	9	44.4	22.2	33.3
	答えたくない×20～29歳	3	66.7	0.0	33.3
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	1	0.0	0.0	100.0
	答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0

Q7_7 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養子が養親の扶養義務を負うこと（SA）

		該当数	知っていた	何となく知っていた	知らなかった
全 体		300	38.0	27.3	34.7
年 齢 別	20～29歳	95	37.9	28.4	33.7
	30～39歳	98	43.9	32.7	23.5
	40～49歳	47	29.8	36.2	34.0

別	50～59歳 60～69歳	42 18	26.2 55.6	4.8 22.2	69.0 22.2
性別	男性	150	40.0	28.0	32.0
	女性	146	35.6	27.4	37.0
	答えたくない	4	50.0	0.0	50.0
性年齢別	男性×20～29歳	39	41.0	30.8	28.2
	男性×30～39歳	55	41.8	32.7	25.5
	男性×40～49歳	21	33.3	33.3	33.3
	男性×50～59歳	26	34.6	7.7	57.7
	男性×60～69歳	9	55.6	33.3	11.1
	女性×20～29歳	53	34.0	28.3	37.7
	女性×30～39歳	43	46.5	32.6	20.9
	女性×40～49歳	26	26.9	38.5	34.6
	女性×50～59歳	15	13.3	0.0	86.7
	女性×60～69歳	9	55.6	11.1	33.3
	答えたくない×20～29歳	3	66.7	0.0	33.3
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	1	0.0	0.0	100.0
	答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0

Q8 養子縁組をする前に、養子の意見を確認しましたか。(SA)

	該当数	子養に親に確 認あ した た 自 ら 養	意養見子 をの 開実 い組 た か ら 養 子 の	認他 し方 た の 養 組 を 通 し て 確	確 認 し て い な い	覚 え て い な い	そ の 他	
全 体	300	21.3	17.7	18.0	13.7	29.3	0.0	
年 齢 別	20～29歳	95	23.2	12.6	25.3	10.5	28.4	0.0
	30～39歳	98	20.4	27.6	18.4	13.3	20.4	0.0
	40～49歳	47	19.1	8.5	17.0	17.0	38.3	0.0
	50～59歳	42	23.8	11.9	4.8	11.9	47.6	0.0
	60～69歳	18	16.7	27.8	11.1	27.8	16.7	0.0
性 別	男性	150	26.0	20.0	18.7	14.7	20.7	0.0
	女性	146	17.1	15.8	17.1	13.0	37.0	0.0
	答えたくない	4	0.0	0.0	25.0	0.0	75.0	0.0
性 年 齢 別	男性×20～29歳	39	30.8	12.8	28.2	12.8	15.4	0.0
	男性×30～39歳	55	21.8	29.1	18.2	10.9	20.0	0.0
	男性×40～49歳	21	23.8	4.8	19.0	28.6	23.8	0.0
	男性×50～59歳	26	30.8	19.2	7.7	11.5	30.8	0.0
	男性×60～69歳	9	22.2	33.3	11.1	22.2	11.1	0.0
	女性×20～29歳	53	18.9	13.2	22.6	9.4	35.8	0.0
	女性×30～39歳	43	18.6	25.6	18.6	16.3	20.9	0.0
	女性×40～49歳	26	15.4	11.5	15.4	7.7	50.0	0.0
	女性×50～59歳	15	13.3	0.0	0.0	13.3	73.3	0.0
	女性×60～69歳	9	11.1	22.2	11.1	33.3	22.2	0.0
	答えたくない×20～29歳	3	0.0	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

Q9 養子の意見を確認しなかった理由は何ですか。(MA)

	該当数	養子が幼 か つ た た め	と養子 を子 に し た 養 子 の 組 組 た た め	しわ養 たり子 たにの め養実 子親 縁が 組養 に子 同の 意代	面 倒 だ つ た た め	そ の 他	
全 体	41	39.0	4.9	39.0	14.6	2.4	
年 齢 別	20～29歳	10	10.0	0.0	70.0	20.0	0.0
	30～39歳	13	53.8	7.7	38.5	0.0	0.0
	40～49歳	8	37.5	0.0	25.0	25.0	12.5
	50～59歳	5	20.0	20.0	20.0	40.0	0.0
	60～69歳	5	80.0	0.0	20.0	0.0	0.0
性 別	男性	22	36.4	0.0	36.4	22.7	4.5
	女性	19	42.1	10.5	42.1	5.3	0.0
	答えたくない	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
性 年 齢 別	男性×20～29歳	5	0.0	0.0	80.0	20.0	0.0
	男性×30～39歳	6	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0
	男性×40～49歳	6	33.3	0.0	16.7	33.3	16.7
	男性×50～59歳	3	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0
	男性×60～69歳	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	女性×20～29歳	5	20.0	0.0	60.0	20.0	0.0
	女性×30～39歳	7	42.9	14.3	42.9	0.0	0.0
	女性×40～49歳	2	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	女性×50～59歳	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0
	女性×60～69歳	3	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0
	答えたくない×20～29歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

Q10 養子縁組をする前に、養子の実親のうちあなたの結婚相手又は交際相手ではない方の実親(以下「他方の実親」と呼びます)に対して、養子縁組についての意見を聞きましたか。(SA)

	該当数	い養 た親 へ あ な た 自 ら 聞	が結 他婚 方相 の 手 実 又 親 は に 交 関 際 相 手	聞 か な か つ た	そ の 他	
全 体	150	44.7	33.3	22.0	0.0	
年 齢 別	20～29歳	47	55.3	36.2	8.5	0.0
	30～39歳	60	48.3	36.7	15.0	0.0
	40～49歳	17	29.4	23.5	47.1	0.0
	50～59歳	19	26.3	26.3	47.4	0.0
	60～69歳	7	28.6	28.6	42.9	0.0
性 別	男性	93	45.2	30.1	24.7	0.0
	女性	56	44.6	37.5	17.9	0.0
	答えたくない	1	0.0	100.0	0.0	0.0
性 年 齢 別	男性×20～29歳	21	57.1	42.9	0.0	0.0
	男性×30～39歳	37	54.1	32.4	13.5	0.0
	男性×40～49歳	12	33.3	16.7	50.0	0.0
	男性×50～59歳	18	22.2	27.8	50.0	0.0
	男性×60～69歳	5	40.0	0.0	60.0	0.0
	女性×20～29歳	25	56.0	28.0	16.0	0.0
	女性×30～39歳	23	39.1	43.5	17.4	0.0
	女性×40～49歳	5	20.0	40.0	40.0	0.0

一別	女性×50～59歳	1	100.0	0.0	0.0	0.0
	女性×60～69歳	2	0.0	100.0	0.0	0.0
	答えたくない×20～29歳	1	0.0	100.0	0.0	0.0
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0

Q11 他方の実親の意見を聞かなかった理由は何ですか。(MA)

	該当数	た開か か から 必要 が ない と思 う	し美 て子 いが た美 か子 ら縁 組に 同意	る他 と方 思の つ実 た親 か反 対さ れ	ら他 な方 かか つ実 た親 かこ を 知	た他 か方 らの 実親 と不 仲だ つ	そ の 他
全 体	33	39.4	6.1	9.1	18.2	36.4	3.0
年 齢 別	20～29歳	4	25.0	0.0	0.0	25.0	25.0
	30～39歳	9	33.3	0.0	33.3	0.0	44.4
	40～49歳	8	25.0	0.0	0.0	37.5	50.0
	50～59歳	9	55.6	11.1	0.0	11.1	33.3
	60～69歳	3	66.7	33.3	0.0	33.3	0.0
性 別	男性	23	52.2	8.7	0.0	13.0	39.1
	女性	10	10.0	0.0	30.0	30.0	10.0
	答えたくない	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
性 年 齢 別	男性×20～29歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	男性×30～39歳	5	60.0	0.0	0.0	0.0	40.0
	男性×40～49歳	6	33.3	0.0	0.0	16.7	66.7
	男性×50～59歳	9	55.6	11.1	0.0	11.1	33.3
	男性×60～69歳	3	66.7	33.3	0.0	33.3	0.0
	女性×20～29歳	4	25.0	0.0	0.0	25.0	25.0
	女性×30～39歳	4	0.0	0.0	75.0	0.0	50.0
	女性×40～49歳	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	女性×50～59歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	女性×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×20～29歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

Q12 養子縁組後、主に養子の身の回りの世話をしていたのは誰ですか。(SA)

	該当数	手又養 又は親 は(あ なな なた と) 手 の 結 及 婚 相 ／	実 親	そ の 他	
全 体	300	55.7	43.7	0.7	
年 齢 別	20～29歳	95	60.0	40.0	0.0
	30～39歳	98	57.1	42.9	0.0
	40～49歳	47	42.6	55.3	2.1
	50～59歳	42	50.0	47.6	2.4
	60～69歳	18	72.2	27.8	0.0
性 別	男性	150	58.0	41.3	0.7
	女性	146	54.8	45.2	0.0
	答えたくない	4	0.0	75.0	25.0
性 年 齢 別	男性×20～29歳	39	64.1	35.9	0.0
	男性×30～39歳	55	58.2	41.8	0.0
	男性×40～49歳	21	42.9	52.4	4.8
	男性×50～59歳	26	57.7	42.3	0.0
	男性×60～69歳	9	66.7	33.3	0.0
	女性×20～29歳	53	60.4	39.6	0.0
	女性×30～39歳	43	55.8	44.2	0.0
	女性×40～49歳	26	42.3	57.7	0.0
	女性×50～59歳	15	40.0	60.0	0.0
	女性×60～69歳	9	77.8	22.2	0.0
	答えたくない×20～29歳	3	0.0	100.0	0.0
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	1	0.0	0.0	100.0
答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0	

Q13 今、振り返って、養子縁組後、あなたと養子との関係は、よかったですか。(SA)

	該当数	基 本 的 に よ か つ た	徐 々 に よ く な つ た	ど ち ら で も な い	徐 々 に 悪 く な つ た	基 本 的 に 悪 か つ た	交 流 が な か つ た	そ の 他
全 体	300	22.3	16.0	26.0	12.0	6.7	16.7	0.3
年 齢 別	20～29歳	95	17.9	16.8	26.3	11.6	6.3	21.1
	30～39歳	98	20.4	23.5	23.5	14.3	6.1	12.2
	40～49歳	47	19.1	6.4	21.3	19.1	10.6	21.3
	50～59歳	42	28.6	9.5	33.3	4.8	4.8	19.0
	60～69歳	18	50.0	11.1	33.3	0.0	5.6	0.0
性 別	男性	150	28.0	18.0	27.3	12.0	4.7	9.3
	女性	146	17.1	14.4	24.7	12.3	8.9	22.6
	答えたくない	4	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	75.0
性 年 齢 別	男性×20～29歳	39	23.1	23.1	28.2	12.8	2.6	10.3
	男性×30～39歳	55	23.6	25.5	21.8	14.5	1.8	12.7
	男性×40～49歳	21	23.8	4.8	28.6	19.0	19.0	0.0
	男性×50～59歳	26	38.5	7.7	34.6	3.8	3.8	11.5
	男性×60～69歳	9	55.6	11.1	33.3	0.0	0.0	0.0
	女性×20～29歳	53	15.1	13.2	26.4	11.3	9.4	24.5
	女性×30～39歳	43	16.3	20.9	25.6	14.0	11.6	11.6
	女性×40～49歳	26	15.4	7.7	15.4	19.2	3.8	38.5
	女性×50～59歳	15	13.3	13.3	26.7	6.7	6.7	33.3
	女性×60～69歳	9	44.4	11.1	33.3	0.0	11.1	0.0
	答えたくない×20～29歳	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

Q14 養子との関係が、徐々に悪くなった又は悪かった原因は何ですか。(MA)

		該当数	養子からの無視	あなたからの無視	養子の暴言	あなたの暴言	養子の暴力	あなたの暴力	悪化あなたと実親の関係	経済的な問題	特になし	その他
全 体		56	3.6	1.8	3.6	30.4	23.2	16.1	14.3	10.7	12.5	0.0
年齢別	20～29歳	17	5.9	0.0	5.9	17.6	23.5	29.4	17.6	11.8	11.8	0.0
	30～39歳	20	0.0	0.0	0.0	25.0	30.0	10.0	15.0	10.0	15.0	0.0
	40～49歳	14	0.0	7.1	7.1	50.0	21.4	14.3	14.3	7.1	7.1	0.0
	50～59歳	4	25.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0
	60～69歳	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
性別	男性	25	4.0	4.0	4.0	48.0	28.0	4.0	20.0	0.0	4.0	0.0
	女性	31	3.2	0.0	3.2	16.1	19.4	25.8	9.7	19.4	19.4	0.0
	答えたくない	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
性年齢別	男性×20～29歳	6	0.0	0.0	0.0	50.0	16.7	0.0	16.7	0.0	16.7	0.0
	男性×30～39歳	9	0.0	0.0	0.0	33.3	44.4	0.0	22.2	0.0	0.0	0.0
	男性×40～49歳	8	0.0	12.5	12.5	62.5	25.0	12.5	25.0	0.0	0.0	0.0
	男性×50～59歳	2	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	男性×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	女性×20～29歳	11	9.1	0.0	9.1	0.0	27.3	45.5	18.2	18.2	9.1	0.0
	女性×30～39歳	11	0.0	0.0	0.0	18.2	18.2	18.2	9.1	18.2	27.3	0.0
	女性×40～49歳	6	0.0	0.0	0.0	33.3	16.7	16.7	0.0	16.7	16.7	0.0
	女性×50～59歳	2	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	女性×60～69歳	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	答えたくない×20～29歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
答えたくない×50～59歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

Q15 養子縁組後、あなたは、養子の実親と連絡を取っていましたか。(SA)

		該当数	取 つ て い た	に た 最 な が 初 っ た 後 に 取 ら な か つ た	徐 々 と 取 ら な か つ た	全 く 取 つ て い な か つ た	そ の 他
全 体		251	22.7	24.3	15.1	37.8	0.0
年齢別	20～29歳	82	31.7	20.7	24.4	23.2	0.0
	30～39歳	80	23.8	40.0	8.8	27.5	0.0
	40～49歳	38	15.8	18.4	13.2	52.6	0.0
	50～59歳	38	10.5	10.5	10.5	68.4	0.0
	60～69歳	13	15.4	7.7	15.4	61.5	0.0
性別	男性	129	27.1	20.9	14.7	37.2	0.0
	女性	118	18.6	28.8	15.3	37.3	0.0
	答えたくない	4	0.0	0.0	25.0	75.0	0.0
性年齢別	男性×20～29歳	36	38.9	16.7	30.6	13.9	0.0
	男性×30～39歳	46	30.4	32.6	6.5	30.4	0.0
	男性×40～49歳	16	25.0	12.5	12.5	50.0	0.0
	男性×50～59歳	24	8.3	16.7	8.3	66.7	0.0
	男性×60～69歳	7	14.3	0.0	14.3	71.4	0.0
	女性×20～29歳	43	27.9	25.6	18.6	27.9	0.0
	女性×30～39歳	34	14.7	50.0	11.8	23.5	0.0
	女性×40～49歳	22	9.1	22.7	13.6	54.5	0.0
	女性×50～59歳	13	15.4	0.0	15.4	69.2	0.0
	女性×60～69歳	6	16.7	16.7	16.7	50.0	0.0
	答えたくない×20～29歳	3	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
答えたくない×50～59歳	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

Q16 養子の実親と徐々に連絡を取らなくなった又は全く連絡を取っていない理由は何ですか。(MA)

		該当数	又 実 は 親 と 関 係 が 悪 か つ た	な か か 該 つ 実 親 の こ と を 知 ら な か つ た	か 連 つ 絡 を 取 る 必 要 性 が な か つ た	特 に な し	そ の 他
全 体		133	3.0	11.3	34.6	53.4	0.8
年齢別	20～29歳	39	2.6	15.4	41.0	43.6	0.0
	30～39歳	29	3.4	3.4	34.5	58.6	0.0
	40～49歳	25	0.0	16.0	32.0	56.0	0.0
	50～59歳	30	3.3	6.7	20.0	66.7	3.3
	60～69歳	10	10.0	20.0	60.0	30.0	0.0
性別	男性	67	0.0	13.4	44.8	41.8	1.5
	女性	62	6.5	9.7	22.6	66.1	0.0
	答えたくない	4	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0
性年齢別	男性×20～29歳	16	0.0	18.8	50.0	31.3	0.0
	男性×30～39歳	17	0.0	5.9	41.2	52.9	0.0
	男性×40～49歳	10	0.0	10.0	50.0	40.0	0.0
	男性×50～59歳	18	0.0	11.1	33.3	50.0	5.6
	男性×60～69歳	6	0.0	33.3	66.7	16.7	0.0
	女性×20～29歳	20	5.0	15.0	30.0	55.0	0.0
	女性×30～39歳	12	8.3	0.0	25.0	66.7	0.0
	女性×40～49歳	15	0.0	20.0	20.0	66.7	0.0
	女性×50～59歳	11	9.1	0.0	0.0	90.9	0.0
	女性×60～69歳	4	25.0	0.0	50.0	50.0	0.0
	答えたくない×20～29歳	3	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
答えたくない×50～59歳	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

Q17_1 養親縁組について、良かったと思う点を教えて下さい。(MA)

		該当数	に 養 子 を 養 育 し て く れ た こ と が 子 で の き よ う た ら う	き 離 養 子 を お か か せ 親 と の 間 に 距 離 を 取 る こ と が よ い と 思 う	た 養 子 と 同 じ 名 字 に な れ た	養 子 の こ と に 関 心 が あ る こ と が あ る	を 相 続 的 に こ の こ と に 関 心 が あ る	た て 養 子 に お き て の 面 に 関 心 が あ る	そ の 他	特 に な し
全 体		300	21.3	13.0	19.7	18.3	13.7	8.3	0.3	26.0
年齢別	20～29歳	95	18.9	17.9	21.1	18.9	13.7	11.6	1.1	21.1
	30～39歳	98	17.3	15.3	24.5	17.3	18.4	7.1	0.0	19.4
	40～49歳	47	27.7	4.3	17.0	27.7	12.8	8.5	0.0	25.5

別	50～59歳 60～69歳	42 18	23.8 33.3	7.1 11.1	14.3 5.6	9.5 16.7	4.8 11.1	4.8 5.6	0.0 0.0	47.6 38.9
性別	男性	150	27.3	17.3	24.0	17.3	14.7	4.0	0.0	21.3
	女性	146	15.8	8.9	15.8	19.9	13.0	11.0	0.7	30.8
	答えたくない	4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0	25.0
性年齢別	男性×20～29歳	39	23.1	30.8	20.5	25.6	12.8	10.3	0.0	12.8
	男性×30～39歳	55	20.0	20.0	27.3	14.5	20.0	3.6	0.0	20.0
	男性×40～49歳	21	38.1	4.8	33.3	23.8	19.0	0.0	0.0	14.3
	男性×50～59歳	26	34.6	7.7	19.2	11.5	3.8	0.0	0.0	38.5
	男性×60～69歳	9	44.4	0.0	11.1	0.0	11.1	0.0	0.0	33.3
	女性×20～29歳	53	17.0	9.4	22.6	15.1	15.1	7.5	1.9	28.3
	女性×30～39歳	43	14.0	9.3	20.9	20.9	16.3	11.6	0.0	18.6
	女性×40～49歳	26	19.2	3.8	3.8	30.8	7.7	15.4	0.0	34.6
	女性×50～59歳	15	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	13.3	0.0	60.0
	女性×60～69歳	9	22.2	22.2	0.0	33.3	11.1	11.1	0.0	44.4
	答えたくない×20～29歳	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

Q17_2 養親縁組について、良くなかったと思う点を教えてください。(MA)

	該当数	離養が子で 実親との つ開たに 距	介養親が してきて きた子の 養育に	苦用養 しがを なな つりて る経 済的 に費	こ養と 子を 同 じ 名 字 に な る	た養 く子 なを 同 じ 名 字 に さ せ	も相 め統 ごを とめ が 増 え た 族 間 の	例養 を子 縁が 養 つ 親 た の 老 後 の 面	その他	特 に な し
全 体	300	9.0	9.3	18.0	10.7	13.0	8.0	3.3	0.0	40.7
年齢別	20～29歳	95	10.5	11.6	24.2	13.7	13.7	4.2	5.3	33.7
	30～39歳	98	12.2	11.2	21.4	11.2	13.3	12.2	2.0	28.6
	40～49歳	47	10.6	6.4	14.9	10.6	17.0	8.5	0.0	40.4
	50～59歳	42	0.0	7.1	2.4	2.4	7.1	7.1	4.8	71.4
	60～69歳	18	0.0	0.0	11.1	11.1	11.1	5.6	5.6	72.2
性別	男性	150	11.3	10.7	20.0	12.7	14.0	5.3	2.0	38.0
	女性	146	6.8	7.5	16.4	8.9	12.3	10.3	4.8	43.2
	答えたくない	4	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	50.0
性年齢別	男性×20～29歳	39	20.5	12.8	30.8	25.6	17.9	0.0	5.1	17.9
	男性×30～39歳	55	14.5	12.7	21.8	10.9	12.7	9.1	0.0	30.9
	男性×40～49歳	21	4.8	9.5	19.0	4.8	23.8	9.5	0.0	38.1
	男性×50～59歳	26	0.0	7.7	3.8	3.8	7.7	3.8	3.8	69.2
	男性×60～69歳	9	0.0	0.0	11.1	11.1	0.0	0.0	0.0	77.8
	女性×20～29歳	53	3.8	9.4	20.8	5.7	11.3	5.7	5.7	45.3
	女性×30～39歳	43	9.3	9.3	20.9	11.6	14.0	16.3	4.7	25.6
	女性×40～49歳	26	15.4	3.8	11.5	15.4	11.5	7.7	0.0	42.3
	女性×50～59歳	15	0.0	6.7	0.0	0.0	6.7	13.3	6.7	73.3
	女性×60～69歳	9	0.0	0.0	11.1	11.1	22.2	11.1	11.1	66.7
	答えたくない×20～29歳	3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

Q18 あなたは、養子と離縁をしましたか。(SA)

	該当数	養離 親縁 子し が 関 係 が な い あ い る (今 も)	離養 縁子 しが 未 成 年 の う ち に	ら養 離子 縁が し 成 年 に 達 し て か	た養 子の 死 亡 後 に 離 縁 し	
全 体	300	41.0	21.0	20.3	17.7	
年齢別	20～29歳	95	40.0	17.9	22.1	20.0
	30～39歳	98	34.7	28.6	23.5	13.3
	40～49歳	47	38.3	17.0	21.3	23.4
	50～59歳	42	57.1	14.3	11.9	16.7
	60～69歳	18	50.0	22.2	11.1	16.7
性別	男性	150	46.7	22.0	20.0	11.3
	女性	146	36.3	20.5	20.5	22.6
	答えたくない	4	0.0	0.0	25.0	75.0
性年齢別	男性×20～29歳	39	38.5	23.1	23.1	15.4
	男性×30～39歳	55	34.5	29.1	21.8	14.5
	男性×40～49歳	21	47.6	14.3	33.3	4.8
	男性×50～59歳	26	76.9	15.4	3.8	3.8
	男性×60～69歳	9	66.7	11.1	11.1	11.1
	女性×20～29歳	53	43.4	15.1	20.8	20.8
	女性×30～39歳	43	34.9	27.9	25.6	11.6
	女性×40～49歳	26	30.8	19.2	11.5	38.5
	女性×50～59歳	15	26.7	13.3	26.7	33.3
	女性×60～69歳	9	33.3	33.3	11.1	22.2
	答えたくない×20～29歳	3	0.0	0.0	33.3	66.7
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	1	0.0	0.0	0.0	100.0
答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	

Q19 養子と離縁することになったのは、誰の意向によるものでしたか。(MA)

	該当数	養親 (あ なた)自 身	養子	又これ相 あは 交あを 又た 際な 養は の 相 た 子 交 連 手 の と 際 れ 結 し 相 子 、 婚 た 手 、 相 場 の 結 手 合 連 婚	たあ 養な 親と 一 緒 に 縁 組 し	そ の 他	
全 体	124	16.1	16.9	57.3	19.4	0.0	
年齢別	20～29歳	38	7.9	18.4	57.9	23.7	0.0
	30～39歳	51	17.6	17.6	64.7	9.8	0.0
	40～49歳	18	22.2	0.0	72.2	11.1	0.0
	50～59歳	11	18.2	27.3	18.2	45.5	0.0
	60～69歳	6	33.3	33.3	16.7	50.0	0.0
性別	男性	63	23.8	19.0	58.7	14.3	0.0
	女性	60	8.3	15.0	56.7	23.3	0.0
	答えたくない	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
性年齢別	男性×20～29歳	18	11.1	22.2	66.7	16.7	0.0
	男性×30～39歳	28	32.1	21.4	57.1	7.1	0.0
	男性×40～49歳	10	20.0	0.0	70.0	20.0	0.0
	男性×50～59歳	5	40.0	40.0	40.0	0.0	0.0
	男性×60～69歳	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	女性×20～29歳	19	5.3	15.8	52.6	26.3	0.0
	女性×30～39歳	23	0.0	13.0	73.9	13.0	0.0
	女性×40～49歳	8	25.0	0.0	75.0	0.0	0.0

一別	女性×50～59歳	6	0.0	16.7	0.0	83.3	0.0
	女性×60～69歳	4	50.0	50.0	25.0	25.0	0.0
	答えたくない×20～29歳	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

Q20 離縁をする前に、養子の意見を確認しましたか。(SA)

		該当数	子養に親へ認あした(自ら養)	意見見子のをの聞実たから養子の	認他し方の養親を通して確	確認してない	覚えていない	その他
全 体		103	3.9	21.4	37.9	23.3	13.6	0.0
年齢別	20～29歳	31	0.0	22.6	35.5	32.3	9.7	0.0
	30～39歳	42	4.8	21.4	40.5	16.7	16.7	0.0
	40～49歳	18	5.6	16.7	50.0	22.2	5.6	0.0
	50～59歳	8	12.5	12.5	25.0	25.0	25.0	0.0
	60～69歳	4	0.0	50.0	0.0	25.0	25.0	0.0
性別	男性	51	2.0	23.5	33.3	27.5	13.7	0.0
	女性	51	5.9	19.6	41.2	19.6	13.7	0.0
	答えたくない	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
性年齢別	男性×20～29歳	14	0.0	14.3	35.7	35.7	14.3	0.0
	男性×30～39歳	22	4.5	31.8	31.8	18.2	13.6	0.0
	男性×40～49歳	10	0.0	10.0	40.0	40.0	10.0	0.0
	男性×50～59歳	3	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0
	男性×60～69歳	2	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0
	女性×20～29歳	16	0.0	31.3	31.3	31.3	6.3	0.0
	女性×30～39歳	20	5.0	10.0	50.0	15.0	20.0	0.0
	女性×40～49歳	8	12.5	25.0	62.5	0.0	0.0	0.0
	女性×50～59歳	5	20.0	0.0	20.0	20.0	40.0	0.0
	女性×60～69歳	2	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	答えたくない×20～29歳	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

Q21 離縁することになった理由は何ですか。(MA)

		該当数	悪あ化したと養子の関係が	しはあした実な母たとの養子の関係が悪父化又	る当又子婚と熱はの婿思に実又又つ離縁親はた縁解と交す消の際るを聞して要れいがほ離たあ	た実方親の良下いで養子をつ育て	その他	わからない
全 体		124	8.1	23.4	63.7	6.5	0.8	10.5
年齢別	20～29歳	38	5.3	28.9	71.1	7.9	0.0	5.3
	30～39歳	51	7.8	23.5	64.7	3.9	0.0	9.8
	40～49歳	18	11.1	11.1	72.2	5.6	0.0	5.6
	50～59歳	11	9.1	18.2	45.5	9.1	0.0	27.3
	60～69歳	6	16.7	33.3	16.7	16.7	16.7	33.3
性別	男性	63	7.9	25.4	68.3	6.3	1.6	6.3
	女性	60	8.3	21.7	60.0	6.7	0.0	13.3
	答えたくない	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
性年齢別	男性×20～29歳	18	0.0	33.3	83.3	5.6	0.0	0.0
	男性×30～39歳	28	14.3	28.6	60.7	7.1	0.0	3.6
	男性×40～49歳	10	0.0	10.0	80.0	10.0	0.0	10.0
	男性×50～59歳	5	20.0	20.0	60.0	0.0	0.0	20.0
	男性×60～69歳	2	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
	女性×20～29歳	19	10.5	26.3	63.2	10.5	0.0	5.3
	女性×30～39歳	23	0.0	17.4	69.6	0.0	0.0	17.4
	女性×40～49歳	8	25.0	12.5	62.5	0.0	0.0	0.0
	女性×50～59歳	6	0.0	16.7	33.3	16.7	0.0	33.3
	女性×60～69歳	4	25.0	50.0	25.0	25.0	0.0	25.0
	答えたくない×20～29歳	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

Q22 結婚相手との現在の関係をお伺いします。(SA)

		該当数	る婚関係が継続して	未養満子)の未時成に年離(婚2しした歳	に養子婚がした年に達した後	死別した
全 体		124	53.2	32.3	10.5	4.0
年齢別	20～29歳	37	48.6	37.8	10.8	2.7
	30～39歳	51	49.0	37.3	7.8	5.9
	40～49歳	14	50.0	14.3	28.6	7.1
	50～59歳	16	75.0	25.0	0.0	0.0
	60～69歳	6	66.7	16.7	16.7	0.0
性別	男性	79	55.7	30.4	10.1	3.8
	女性	44	50.0	36.4	11.4	2.3
	答えたくない	1	0.0	0.0	0.0	100.0
性年齢別	男性×20～29歳	18	44.4	44.4	11.1	0.0
	男性×30～39歳	31	45.2	38.7	9.7	6.5
	男性×40～49歳	11	54.5	9.1	27.3	9.1
	男性×50～59歳	15	80.0	20.0	0.0	0.0
	男性×60～69歳	4	100.0	0.0	0.0	0.0
	女性×20～29歳	18	55.6	33.3	11.1	0.0
	女性×30～39歳	20	55.0	35.0	5.0	5.0
	女性×40～49歳	3	33.3	33.3	33.3	0.0
	女性×50～59歳	1	0.0	100.0	0.0	0.0
	女性×60～69歳	2	0.0	50.0	50.0	0.0
	答えたくない×20～29歳	1	0.0	0.0	0.0	100.0
	答えたくない×30～39歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×40～49歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0
	答えたくない×50～59歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0
答えたくない×60～69歳	0	0.0	0.0	0.0	0.0	

Q23 離婚した際に、結婚相手との間で、養子の親権者、養育費、面会交流について決められましたか。(MA)

Q6 あなたが養親になった目的やきっかけについて、教えてください。(MA)

	該当数	連結れ婚相手がいたため	養子を育てるため	の相続や贈与のため	が養親の名を養子に継	に養親の先祖代々の墓	て将来、養子に介護をし	面将来、養子に経済的な	せ養親の家を養子に継が	待養子の実親が養子を虐	た養子の実親が経済的に	なめ養子の実親が病気のた	た養子の実親が亡くなつ	その他	わからない
全 体	300	23.3	17.0	6.7	10.0	12.0	9.7	12.0	6.3	5.3	6.3	3.3	1.3	0.0	25.3
養子年齢(養子)															
小学校就学前	144	25.7	20.8	5.6	8.3	9.7	4.2	11.1	4.2	5.6	3.5	2.1	0.0	0.0	29.2
小学校低学年	60	25.0	21.7	10.0	13.3	13.3	20.0	13.3	11.7	8.3	11.7	5.0	0.0	0.0	6.7
小学校高学年	37	18.9	8.1	10.8	16.2	32.4	16.2	8.1	10.8	5.4	2.7	0.0	2.7	0.0	8.1
小学校卒業後～14才	15	26.7	13.3	0.0	6.7	6.7	6.7	20.0	0.0	0.0	6.7	6.7	6.7	0.0	26.7
15才～17才	12	16.7	8.3	0.0	0.0	0.0	8.3	8.3	16.7	0.0	16.7	8.3	16.7	0.0	33.3
18才以上	32	15.6	6.3	6.3	9.4	3.1	9.4	15.6	0.0	3.1	9.4	6.3	0.0	0.0	59.4

Q7_1 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。/養親が親権者になること (SA)

	該当数	知っていた	何となく知っていた	知らなかった
全 体	300	41.7	25.3	33.0
養子年齢(養子)				
小学校就学前	144	40.3	23.6	36.1
小学校低学年	60	41.7	40.0	18.3
小学校高学年	37	64.9	27.0	8.1
小学校卒業後～14才	15	53.3	6.7	40.0
15才～17才	12	33.3	8.3	58.3
18才以上	32	18.8	18.8	62.5

Q7_2 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。/実親との法律上の親子関係が存続すること (SA)

	該当数	知っていた	何となく知っていた	知らなかった
全 体	300	32.3	37.0	30.7
養子年齢(養子)				
小学校就学前	144	28.5	38.2	33.3
小学校低学年	60	38.3	45.0	16.7
小学校高学年	37	48.6	43.2	8.1
小学校卒業後～14才	15	46.7	26.7	26.7
15才～17才	12	25.0	16.7	58.3
18才以上	32	15.6	21.9	62.5

Q7_3 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。/養子の名字が養親の名字となること (SA)

	該当数	知っていた	何となく知っていた	知らなかった
全 体	300	37.7	27.0	35.3
養子年齢(養子)				
小学校就学前	144	37.5	21.5	41.0
小学校低学年	60	35.0	48.3	16.7
小学校高学年	37	54.1	32.4	13.5
小学校卒業後～14才	15	46.7	20.0	33.3
15才～17才	12	25.0	16.7	58.3
18才以上	32	25.0	12.5	62.5

Q7_4 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。/養子が養親の財産を相続すること (SA)

	該当数	知っていた	何となく知っていた	知らなかった
全 体	300	33.7	32.7	33.7
養子年齢(養子)				
小学校就学前	144	31.3	31.9	36.8
小学校低学年	60	31.7	48.3	20.0
小学校高学年	37	54.1	35.1	10.8
小学校卒業後～14才	15	46.7	20.0	33.3
15才～17才	12	33.3	8.3	58.3
18才以上	32	18.8	18.8	62.5

Q7_5 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養親が養子の財産を相続する場合があること（SA）

		該当数	知っていた	何となく知っていた	知らなかった
全 体		300	31.7	35.3	33.0
養子縁組時（養子）	小学校就学前	144	29.9	34.7	35.4
	小学校低学年	60	35.0	46.7	18.3
	小学校高学年	37	48.6	35.1	16.2
	小学校卒業後～14才	15	40.0	33.3	26.7
	15才～17才	12	25.0	16.7	58.3
	18才以上	32	12.5	25.0	62.5

Q7_6 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養親が養子の扶養義務を負うこと（SA）

		該当数	知っていた	何となく知っていた	知らなかった
全 体		300	37.0	30.3	32.7
養子縁組時（養子）	小学校就学前	144	32.6	29.9	37.5
	小学校低学年	60	36.7	46.7	16.7
	小学校高学年	37	64.9	24.3	10.8
	小学校卒業後～14才	15	40.0	26.7	33.3
	15才～17才	12	41.7	0.0	58.3
	18才以上	32	21.9	21.9	56.3

Q7_7 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養子が養親の扶養義務を負うこと（SA）

		該当数	知っていた	何となく知っていた	知らなかった
全 体		300	38.0	27.3	34.7
養子縁組時（養子）	小学校就学前	144	36.1	25.0	38.9
	小学校低学年	60	45.0	36.7	18.3
	小学校高学年	37	45.9	37.8	16.2
	小学校卒業後～14才	15	33.3	33.3	33.3
	15才～17才	12	41.7	0.0	58.3
	18才以上	32	25.0	15.6	59.4

Q8 養子縁組をする前に、養子の意見を確認しましたか。（SA）

		該当数	子養に親に確（あなた）自ら養	意義子の開実いたから養子の	認他した方の養親を通して確	確認していない	覚えていない	その他
全 体		300	21.3	17.7	18.0	13.7	29.3	0.0
養子縁組時（養子）	小学校就学前	144	23.6	16.0	9.7	14.6	36.1	0.0
	小学校低学年	60	18.3	26.7	28.3	16.7	10.0	0.0
	小学校高学年	37	18.9	29.7	35.1	10.8	5.4	0.0
	小学校卒業後～14才	15	26.7	0.0	40.0	6.7	26.7	0.0
	15才～17才	12	25.0	8.3	8.3	0.0	58.3	0.0
	18才以上	32	15.6	6.3	9.4	15.6	53.1	0.0

Q9 養子の意見を確認しなかった理由は何ですか。（MA）

		該当数	養子が幼かったため	と養子隠にはた養か子つ縁たたのため	しわ養たにのめ養実子親が縁養に子同の意代	面倒だったため	その他
全 体		41	39.0	4.9	39.0	14.6	2.4
養子縁組時（養子）	小学校就学前	21	57.1	4.8	28.6	9.5	0.0
	小学校低学年	10	30.0	0.0	40.0	20.0	10.0
	小学校高学年	4	25.0	0.0	75.0	0.0	0.0
	小学校卒業後～14才	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	15才～17才	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	18才以上	5	0.0	20.0	60.0	20.0	0.0

Q 1 0 養子縁組をする前に、養子の実親のうちあなたの結婚相手又は交際相手ではない方の実親（以下「他方の実親」と呼びます）に対して、養子縁組についての意見を聞きましたか。（S A）

		該当数	い養 た親 （あ なた） 自 ら 聞	が結 他婚 方相 の手 実又 はは に交 際 相 手 た手	聞 か な か つ た	そ の 他
全 体		150	44.7	33.3	22.0	0.0
養子 縁組時 （養 子 年 齢）	小学校就学前	66	47.0	31.8	21.2	0.0
	小学校低学年	39	38.5	41.0	20.5	0.0
	小学校高学年	23	56.5	30.4	13.0	0.0
	小学校卒業後～14才	8	25.0	37.5	37.5	0.0
	15才～17才	3	66.7	33.3	0.0	0.0
	18才以上	11	36.4	18.2	45.5	0.0

Q 1 1 他方の実親の意見を聞かなかった理由は何か。（M A）

		該当数	た聞 か か ら 必 要 が な い と 思 っ	し養 て 子 が た 養 か 子 ら 縁 組 に 同 意	る他 と 方 思 つ た 実 親 に 反 対 さ れ	ら他 な 方 か つ た 実 親 か ら こ と を 知	た他 か 方 の 実 親 と 不 仲 だ つ	そ の 他
全 体		33	39.4	6.1	9.1	18.2	36.4	3.0
養子 縁組時 （養 子 年 齢）	小学校就学前	14	35.7	7.1	14.3	7.1	42.9	7.1
	小学校低学年	8	50.0	12.5	12.5	25.0	12.5	0.0
	小学校高学年	3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	小学校卒業後～14才	3	33.3	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0
	15才～17才	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	18才以上	5	0.0	0.0	0.0	20.0	80.0	0.0

Q 1 2 養子縁組後、主に養子の身の回りの世話をしていたのは誰ですか。（S A）

		該当数	手又養 又は親 は（あ あ な た の 結 及 婚 相 手）	実 親	そ の 他
全 体		300	55.7	43.7	0.7
養子 縁組時 （養 子 年 齢）	小学校就学前	144	57.6	42.4	0.0
	小学校低学年	60	66.7	31.7	1.7
	小学校高学年	37	59.5	40.5	0.0
	小学校卒業後～14才	15	33.3	66.7	0.0
	15才～17才	12	41.7	58.3	0.0
	18才以上	32	37.5	59.4	3.1

Q 1 3 今、振り返ってみて、養子縁組後、あなたと養子との関係は、よかったですか。（S A）

		該当数	基 本 的 に よ か つ た	徐 々 に よ く な つ た	ど ち ら で も な い	徐 々 に 悪 く な つ た	基 本 的 に 悪 か つ た	交 流 が な か つ た	そ の 他
全 体		300	22.3	16.0	26.0	12.0	6.7	16.7	0.3
養子 縁組時 （養 子 年 齢）	小学校就学前	144	26.4	17.4	21.5	8.3	6.3	20.1	0.0
	小学校低学年	60	16.7	16.7	36.7	20.0	5.0	3.3	1.7
	小学校高学年	37	18.9	21.6	27.0	16.2	8.1	8.1	0.0
	小学校卒業後～14才	15	26.7	6.7	20.0	20.0	0.0	26.7	0.0
	15才～17才	12	25.0	8.3	33.3	8.3	8.3	16.7	0.0
	18才以上	32	15.6	9.4	25.0	6.3	12.5	31.3	0.0

Q 1 4 養子との関係が、徐々に悪くなった又は悪かった原因は何ですか。（M A）

		該当数	養 子 か ら の 無 視	あ な た か ら の 無 視	養 子 の 暴 言	あ な た の 暴 言	養 子 の 暴 力	あ な た の 暴 力	悪 化 あ な た と 実 親 の 関 係 の	経 済 的 な 問 題	特 に な し	そ の 他
全 体		56	3.6	1.8	3.6	30.4	23.2	16.1	14.3	10.7	12.5	0.0
養子 縁組時 （養 子 年 齢）	小学校就学前	21	0.0	0.0	9.5	23.8	19.0	14.3	14.3	4.8	23.8	0.0
	小学校低学年	15	0.0	6.7	0.0	20.0	20.0	26.7	20.0	20.0	0.0	0.0
	小学校高学年	9	11.1	0.0	0.0	44.4	44.4	11.1	11.1	22.2	0.0	0.0
	小学校卒業後～14才	3	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	15才～17才	2	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	18才以上	6	16.7	0.0	0.0	33.3	0.0	16.7	16.7	0.0	33.3	0.0

Q 1 5 養子縁組後、あなたは、養子の実親と連絡を取っていましたか。(SA)

		該 当 数	取 つ て い た	に た 最 初 は 徐 々 に 取 つ て い る な か う か	徐 々 に 取 つ て い な か つ た	全 く 取 つ て い な か つ た	そ の 他
全 体		251	22.7	24.3	15.1	37.8	0.0
養 子 年 齢 時 代 (養 子)	小学校就学前	121	26.4	19.0	7.4	47.1	0.0
	小学校低学年	49	24.5	38.8	22.4	14.3	0.0
	小学校高学年	30	13.3	43.3	20.0	23.3	0.0
	小学校卒業後～14才	10	10.0	20.0	30.0	40.0	0.0
	15才～17才	10	10.0	10.0	30.0	50.0	0.0
	18才以上	31	22.6	9.7	19.4	48.4	0.0

Q 1 6 養子の実親と徐々に連絡を取らなくなった又は全く連絡を取っていない理由は何か。(MA)

		該 当 数	又 実 は 悪 く 関 係 が 悪 か つ た	な か 談 話 し た の こ と を 知 ら な か つ た	か 連 絡 を 取 る 必 要 性 が な し	特 に な し	そ の 他
全 体		133	3.0	11.3	34.6	53.4	0.8
養 子 年 齢 時 代 (養 子)	小学校就学前	66	1.5	6.1	27.3	65.2	1.5
	小学校低学年	18	0.0	27.8	61.1	22.2	0.0
	小学校高学年	13	15.4	30.8	30.8	23.1	0.0
	小学校卒業後～14才	7	0.0	0.0	85.7	14.3	0.0
	15才～17才	8	12.5	12.5	37.5	50.0	0.0
	18才以上	21	0.0	4.8	19.0	76.2	0.0

Q 1 7 _1 養親縁組について、良かったと思う点を教えて下さい。(MA)

		該 当 数	に 養 育 を し て く る こ と が よ か ら な か つ た	養 子 と 実 親 の 間 に 距 離 が あ い る こ と が よ か ら な か つ た	養 子 と 同 じ 名 字 に な れ な か つ た	養 子 に お き か つ た 特 殊 な 権 限 が あ り な か つ た	養 子 に お き か つ た 特 殊 な 税 金 対 策 が あ り な か つ た	た だ 養 子 に お き か つ た 特 殊 な 優 待 が あ り な か つ た	そ の 他	特 に な し
全 体		300	21.3	13.0	19.7	18.3	13.7	8.3	0.3	26.0
養 子 年 齢 時 代 (養 子)	小学校就学前	144	24.3	14.6	15.3	11.1	9.7	10.4	0.7	29.2
	小学校低学年	60	21.7	10.0	25.0	21.7	21.7	6.7	0.0	10.0
	小学校高学年	37	13.5	16.2	29.7	43.2	18.9	5.4	0.0	16.2
	小学校卒業後～14才	15	26.7	6.7	33.3	20.0	6.7	6.7	0.0	26.7
	15才～17才	12	16.7	25.0	8.3	33.3	8.3	0.0	0.0	33.3
	18才以上	32	15.6	6.3	15.6	9.4	15.6	9.4	0.0	50.0

Q 1 7 _2 養親縁組について、良くなかったと思う点を教えて下さい。(MA)

		該 当 数	養 子 と 実 親 の 間 に 距 離 が あ い る こ と が よ か ら な か つ た	養 子 と 実 親 の 間 に 距 離 が あ い る こ と が よ か ら な か つ た	養 子 に お き か つ た 特 殊 な 権 限 が あ り な か つ た	養 子 に お き か つ た 特 殊 な 税 金 対 策 が あ り な か つ た	た だ 養 子 に お き か つ た 特 殊 な 優 待 が あ り な か つ た	養 子 に お き か つ た 特 殊 な 優 待 が あ り な か つ た	そ の 他	特 に な し
全 体		300	9.0	9.3	18.0	10.7	13.0	8.0	3.3	40.7
養 子 年 齢 時 代 (養 子)	小学校就学前	144	13.9	4.9	14.6	9.0	9.7	4.2	4.2	49.3
	小学校低学年	60	5.0	18.3	28.3	16.7	16.7	13.3	3.3	13.3
	小学校高学年	37	2.7	13.5	32.4	10.8	13.5	16.2	0.0	21.6
	小学校卒業後～14才	15	6.7	0.0	6.7	6.7	13.3	13.3	0.0	53.3
	15才～17才	12	0.0	8.3	8.3	8.3	25.0	0.0	8.3	58.3
	18才以上	32	6.3	12.5	6.3	9.4	15.6	6.3	3.1	62.5

Q 1 8 あなたは、養子と離縁をしましたか。(SA)

		該 当 数	養 親 縁 組 し て お き か つ た こ と が あ り な か つ た	養 子 縁 組 し た 未 成 年 の う ち に	養 子 縁 組 し た 年 に 達 し て か	養 子 の 死 亡 後 に 離 縁 し
全 体		300	41.0	21.0	20.3	17.7
養 子 年 齢 時 代 (養 子)	小学校就学前	144	47.2	11.8	20.8	20.1
	小学校低学年	60	43.3	40.0	16.7	0.0
	小学校高学年	37	29.7	43.2	21.6	5.4
	小学校卒業後～14才	15	33.3	6.7	33.3	26.7
	15才～17才	12	25.0	16.7	25.0	33.3
	18才以上	32	31.3	9.4	15.6	43.8

Q1 養子は、あなたから見て、どのような関係にある人でしたか。(SA)

		該当数	結婚相手の連れ子	交際相手の連れ子	実子	孫	甥・姪	妹・弟	里子	その他	わからない
全 体		300	41.3	8.7	15.0	2.7	3.0	3.0	5.7	0.0	20.7
養親になった目的やきっかけ	結婚相手・交際相手に連れ子がいたため	70	75.7	14.3	4.3	0.0	0.0	0.0	2.9	0.0	2.9
	養子を育てるため	51	49.0	9.8	17.6	0.0	5.9	0.0	15.7	0.0	2.0
	相続や贈与に係る税金の軽減策のため	20	50.0	5.0	15.0	5.0	0.0	10.0	10.0	0.0	5.0
	養親の名字を養子に継がせるため	30	43.3	10.0	26.7	6.7	0.0	6.7	3.3	0.0	3.3
	養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになったため	36	58.3	16.7	13.9	2.8	0.0	5.6	0.0	0.0	2.8
	将来、養子に介護をしてもらうため	29	51.7	10.3	20.7	0.0	3.4	10.3	3.4	0.0	0.0
	将来、養子に経済的な面倒をみるため	36	50.0	11.1	13.9	5.6	2.8	8.3	2.8	0.0	5.6
	養親の家を養子に継がせるため	19	36.8	15.8	21.1	5.3	10.5	10.5	0.0	0.0	0.0
	養子の実親が養子を虐待していたため	16	43.8	18.8	25.0	0.0	0.0	6.3	6.3	0.0	0.0
	養子の実親が経済的に子育てができなくなったため	19	42.1	15.8	15.8	5.3	0.0	0.0	10.5	0.0	10.5
	養子の実親が病気のために子育てができなくなったため	10	40.0	10.0	0.0	0.0	0.0	10.0	20.0	0.0	20.0
養子の実親が亡くなったため	4	0.0	25.0	50.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
わからない	76	10.5	1.3	17.1	0.0	2.6	0.0	1.3	0.0	67.1	

Q2 養子の性別を教えてください。(SA)

		該当数	男性	女性
全 体		300	50.7	49.3
養親になった目的やきっかけ	結婚相手・交際相手に連れ子がいたため	70	55.7	44.3
	養子を育てるため	51	58.8	41.2
	相続や贈与に係る税金の軽減策のため	20	55.0	45.0
	養親の名字を養子に継がせるため	30	53.3	46.7
	養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになったため	36	58.3	41.7
	将来、養子に介護をしてもらうため	29	44.8	55.2
	将来、養子に経済的な面倒をみるため	36	50.0	50.0
	養親の家を養子に継がせるため	19	36.8	63.2
	養子の実親が養子を虐待していたため	16	50.0	50.0
	養子の実親が経済的に子育てができなくなったため	19	42.1	57.9
	養子の実親が病気のために子育てができなくなったため	10	60.0	40.0
養子の実親が亡くなったため	4	25.0	75.0	
その他	0	0.0	0.0	
わからない	76	42.1	57.9	

Q3 養子縁組の時、養子は何才でしたか。(SA)

		該当数	小学校就学前	小学校低学年	小学校高学年	小学校卒業後～14才	15才～17才	18才以上
全 体		300	48.0	20.0	12.3	5.0	4.0	10.7
養親になった目的やきっかけ	結婚相手・交際相手に連れ子がいたため	70	52.9	21.4	10.0	5.7	2.9	7.1
	養子を育てるため	51	58.8	25.5	5.9	3.9	2.0	3.9
	相続や贈与に係る税金の軽減策のため	20	40.0	30.0	20.0	0.0	0.0	10.0
	養親の名字を養子に継がせるため	30	40.0	26.7	20.0	3.3	0.0	10.0
	養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになったため	36	38.9	22.2	33.3	2.8	0.0	2.8
	将来、養子に介護をしてもらうため	29	20.7	41.4	20.7	3.4	3.4	10.3
	将来、養子に経済的な面倒をみるため	36	44.4	22.2	8.3	8.3	2.8	13.9
	養親の家を養子に継がせるため	19	31.6	36.8	21.1	0.0	10.5	0.0
	養子の実親が養子を虐待していたため	16	50.0	31.3	12.5	0.0	0.0	6.3
	養子の実親が経済的に子育てができなくなったため	19	26.3	36.8	5.3	5.3	10.5	15.8
	養子の実親が病気のために子育てができなくなったため	10	30.0	30.0	0.0	10.0	10.0	20.0
養子の実親が亡くなったため	4	0.0	0.0	25.0	25.0	50.0	0.0	
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
わからない	76	55.3	5.3	3.9	5.3	5.3	25.0	

Q 4 養子縁組の時、あなたに配偶者（結婚相手のことを指し、事実婚や内縁の相手は含みません。）はいましたか。（S A）

		該 当 数	い た	い な か っ た
全 体		300	49.0	51.0
養親 になっ た目 的 や き つ か け	結婚相手・交際相手に連れ子がいたため	70	65.7	34.3
	養子を育てるため	51	60.8	39.2
	相続や贈与に係る税金の軽減策のため	20	60.0	40.0
	養親の名字を養子に継がせるため	30	70.0	30.0
	養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになつたため	36	77.8	22.2
	将来、養子に介護をしてもらうため	29	69.0	31.0
	将来、養子に経済的な面倒をみてもらうため	36	55.6	44.4
	養親の家を養子に継がせるため	19	84.2	15.8
	養子の実親が養子を虐待していたため	16	68.8	31.3
	養子の実親が経済的に子育てができなくなったため	19	52.6	47.4
	養子の実親が病気のために子育てができなくなったため	10	50.0	50.0
養子の実親が亡くなったため	4	50.0	50.0	
その他	0	0.0	0.0	
わからない	76	13.2	86.8	

Q 5_1 あなたが養親になった時に、養子の実父及び実母はご存命でしたか。／実父（S A）

		該 当 数	存 命 だ つ た	死 亡 し て い た	わ か ら な い
全 体		300	47.0	20.7	32.3
養親 になっ た目 的 や き つ か け	結婚相手・交際相手に連れ子がいたため	70	71.4	5.7	22.9
	養子を育てるため	51	56.9	31.4	11.8
	相続や贈与に係る税金の軽減策のため	20	65.0	20.0	15.0
	養親の名字を養子に継がせるため	30	63.3	23.3	13.3
	養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになつたため	36	80.6	11.1	8.3
	将来、養子に介護をしてもらうため	29	72.4	20.7	6.9
	将来、養子に経済的な面倒をみてもらうため	36	58.3	22.2	19.4
	養親の家を養子に継がせるため	19	73.7	15.8	10.5
	養子の実親が養子を虐待していたため	16	68.8	25.0	6.3
	養子の実親が経済的に子育てができなくなったため	19	63.2	15.8	21.1
	養子の実親が病気のために子育てができなくなったため	10	20.0	60.0	20.0
養子の実親が亡くなったため	4	0.0	100.0	0.0	
その他	0	0.0	0.0	0.0	
わからない	76	13.2	11.8	75.0	

Q 5_2 あなたが養親になった時に、養子の実父及び実母はご存命でしたか。／実母（S A）

		該 当 数	存 命 だ つ た	死 亡 し て い た	わ か ら な い
全 体		300	46.0	23.0	31.0
養親 になっ た目 的 や き つ か け	結婚相手・交際相手に連れ子がいたため	70	72.9	10.0	17.1
	養子を育てるため	51	49.0	39.2	11.8
	相続や贈与に係る税金の軽減策のため	20	70.0	15.0	15.0
	養親の名字を養子に継がせるため	30	53.3	33.3	13.3
	養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになつたため	36	63.9	25.0	11.1
	将来、養子に介護をしてもらうため	29	65.5	27.6	6.9
	将来、養子に経済的な面倒をみてもらうため	36	50.0	36.1	13.9
	養親の家を養子に継がせるため	19	63.2	31.6	5.3
	養子の実親が養子を虐待していたため	16	75.0	18.8	6.3
	養子の実親が経済的に子育てができなくなったため	19	57.9	21.1	21.1
	養子の実親が病気のために子育てができなくなったため	10	20.0	50.0	30.0
養子の実親が亡くなったため	4	0.0	100.0	0.0	
その他	0	0.0	0.0	0.0	
わからない	76	17.1	7.9	75.0	

Q7_1 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養親が親権者になること（SA）

		該当数	知っていた	何となく知っていた	知らなかった
全 体		300	41.7	25.3	33.0
養親になった目的やきっかけ	結婚相手・交際相手に連れ子がいたため	70	62.9	32.9	4.3
	養子を育てるため	51	45.1	37.3	17.6
	相続や贈与に係る税金の軽減策のため	20	65.0	25.0	10.0
	養親の名字を養子に継がせるため	30	60.0	26.7	13.3
	養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになったため	36	66.7	30.6	2.8
	将来、養子に介護をしてもらうため	29	51.7	44.8	3.4
	将来、養子に経済的な面倒をみてもらうため	36	44.4	30.6	25.0
	養親の家を養子に継がせるため	19	73.7	15.8	10.5
	養子の実親が養子を虐待していたため	16	56.3	31.3	12.5
	養子の実親が経済的に子育てができなくなったため	19	36.8	47.4	15.8
	養子の実親が病気のために子育てができなくなったため	10	20.0	40.0	40.0
養子の実親が亡くなったため	4	75.0	0.0	25.0	
その他	0	0.0	0.0	0.0	
わからない	76	5.3	10.5	84.2	

Q7_2 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／実親との法律上の親子関係が存続すること（SA）

		該当数	知っていた	何となく知っていた	知らなかった
全 体		300	32.3	37.0	30.7
養親になった目的やきっかけ	結婚相手・交際相手に連れ子がいたため	70	45.7	42.9	11.4
	養子を育てるため	51	33.3	47.1	19.6
	相続や贈与に係る税金の軽減策のため	20	45.0	45.0	10.0
	養親の名字を養子に継がせるため	30	40.0	60.0	0.0
	養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになったため	36	47.2	50.0	2.8
	将来、養子に介護をしてもらうため	29	34.5	65.5	0.0
	将来、養子に経済的な面倒をみてもらうため	36	33.3	58.3	8.3
	養親の家を養子に継がせるため	19	52.6	47.4	0.0
	養子の実親が養子を虐待していたため	16	37.5	62.5	0.0
	養子の実親が経済的に子育てができなくなったため	19	21.1	68.4	10.5
	養子の実親が病気のために子育てができなくなったため	10	20.0	50.0	30.0
養子の実親が亡くなったため	4	50.0	25.0	25.0	
その他	0	0.0	0.0	0.0	
わからない	76	9.2	9.2	81.6	

Q7_3 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養子の名字が養親の名字となること（SA）

		該当数	知っていた	何となく知っていた	知らなかった
全 体		300	37.7	27.0	35.3
養親になった目的やきっかけ	結婚相手・交際相手に連れ子がいたため	70	61.4	30.0	8.6
	養子を育てるため	51	37.3	41.2	21.6
	相続や贈与に係る税金の軽減策のため	20	65.0	25.0	10.0
	養親の名字を養子に継がせるため	30	43.3	43.3	13.3
	養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになったため	36	55.6	33.3	11.1
	将来、養子に介護をしてもらうため	29	37.9	55.2	6.9
	将来、養子に経済的な面倒をみてもらうため	36	38.9	36.1	25.0
	養親の家を養子に継がせるため	19	52.6	36.8	10.5
	養子の実親が養子を虐待していたため	16	68.8	25.0	6.3
	養子の実親が経済的に子育てができなくなったため	19	36.8	36.8	26.3
	養子の実親が病気のために子育てができなくなったため	10	40.0	20.0	40.0
養子の実親が亡くなったため	4	50.0	25.0	25.0	
その他	0	0.0	0.0	0.0	
わからない	76	9.2	6.6	84.2	

Q7-4 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養子が養親の財産を相続すること（S A）

		該当数	知っていた	何となく知っていた	知らなかった
全 体		300	33.7	32.7	33.7
養親になった目的やきっかけ	結婚相手・交際相手に連れ子がいたため	70	48.6	41.4	10.0
	養子を育てるため	51	45.1	31.4	23.5
	相続や贈与に係る税金の軽減策のため	20	55.0	35.0	10.0
	養親の名字を養子に継がせるため	30	46.7	40.0	13.3
	養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになったため	36	58.3	33.3	8.3
	将来、養子に介護をしてもらうため	29	27.6	55.2	17.2
	将来、養子に経済的な面倒をみてもらうため	36	36.1	47.2	16.7
	養親の家を養子に継がせるため	19	57.9	31.6	10.5
	養子の実親が養子を虐待していたため	16	50.0	25.0	25.0
	養子の実親が経済的に子育てができなくなったため	19	31.6	57.9	10.5
	養子の実親が病気のために子育てができなくなったため	10	30.0	40.0	30.0
養子の実親が亡くなったため	4	75.0	0.0	25.0	
その他	0	0.0	0.0	0.0	
わからない	76	5.3	14.5	80.3	

Q7-5 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養親が養子の財産を相続する場合があること（S A）

		該当数	知っていた	何となく知っていた	知らなかった
全 体		300	31.7	35.3	33.0
養親になった目的やきっかけ	結婚相手・交際相手に連れ子がいたため	70	47.1	37.1	15.7
	養子を育てるため	51	41.2	39.2	19.6
	相続や贈与に係る税金の軽減策のため	20	55.0	35.0	10.0
	養親の名字を養子に継がせるため	30	46.7	36.7	16.7
	養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになったため	36	44.4	47.2	8.3
	将来、養子に介護をしてもらうため	29	41.4	55.2	3.4
	将来、養子に経済的な面倒をみてもらうため	36	30.6	50.0	19.4
	養親の家を養子に継がせるため	19	52.6	36.8	10.5
	養子の実親が養子を虐待していたため	16	62.5	31.3	6.3
	養子の実親が経済的に子育てができなくなったため	19	42.1	47.4	10.5
	養子の実親が病気のために子育てができなくなったため	10	20.0	50.0	30.0
養子の実親が亡くなったため	4	75.0	0.0	25.0	
その他	0	0.0	0.0	0.0	
わからない	76	5.3	13.2	81.6	

Q7-6 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養親が養子の扶養義務を負うこと（S A）

		該当数	知っていた	何となく知っていた	知らなかった
全 体		300	37.0	30.3	32.7
養親になった目的やきっかけ	結婚相手・交際相手に連れ子がいたため	70	57.1	34.3	8.6
	養子を育てるため	51	41.2	35.3	23.5
	相続や贈与に係る税金の軽減策のため	20	65.0	25.0	10.0
	養親の名字を養子に継がせるため	30	43.3	46.7	10.0
	養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになったため	36	61.1	25.0	13.9
	将来、養子に介護をしてもらうため	29	34.5	65.5	0.0
	将来、養子に経済的な面倒をみてもらうため	36	44.4	41.7	13.9
	養親の家を養子に継がせるため	19	63.2	36.8	0.0
	養子の実親が養子を虐待していたため	16	68.8	31.3	0.0
	養子の実親が経済的に子育てができなくなったため	19	47.4	47.4	5.3
	養子の実親が病気のために子育てができなくなったため	10	20.0	50.0	30.0
養子の実親が亡くなったため	4	75.0	0.0	25.0	
その他	0	0.0	0.0	0.0	
わからない	76	7.9	10.5	81.6	

Q7_7 あなたは、未成年者の養親になる時に、養子縁組によって以下のような法律上の効果が生ずることについて知っていましたか。／養子が養親の扶養義務を負うこと（SA）

	該当数	知っていた	何となく知っていた	知らなかった	
全体	300	38.0	27.3	34.7	
養親になった目的やきっかけ	結婚相手・交際相手に連れ子がいたため	70	50.0	34.3	15.7
	養子を育てるため	51	51.0	27.5	21.6
	相続や贈与に係る税金の軽減策のため	20	60.0	25.0	15.0
	養親の名字を養子に継がせるため	30	40.0	50.0	10.0
	養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになったため	36	52.8	36.1	11.1
	将来、養子に介護をしてもらうため	29	55.2	41.4	3.4
	将来、養子に経済的な面倒をみてもらうため	36	44.4	41.7	13.9
	養親の家を養子に継がせるため	19	63.2	36.8	0.0
	養子の実親が養子を虐待していたため	16	50.0	43.8	6.3
	養子の実親が経済的に子育てができなくなったため	19	57.9	31.6	10.5
	養子の実親が病気のために子育てができなくなったため	10	40.0	20.0	40.0
	養子の実親が亡くなったため	4	50.0	25.0	25.0
その他	0	0.0	0.0	0.0	
わからない	76	6.6	9.2	84.2	

Q8 養子縁組をする前に、養子の意見を確認しましたか。（SA）

	該当数	に養親（あなた）自ら養子を確認した	養子の実親から養子の意見を聞いた	他の方の養親を通して確認した	確認していない	覚えていない	その他	
全体	300	21.3	17.7	18.0	13.7	29.3	0.0	
養親になった目的やきっかけ	結婚相手・交際相手に連れ子がいたため	70	45.7	20.0	8.6	14.3	11.4	0.0
	養子を育てるため	51	41.2	23.5	15.7	5.9	13.7	0.0
	相続や贈与に係る税金の軽減策のため	20	35.0	35.0	20.0	5.0	5.0	0.0
	養親の名字を養子に継がせるため	30	30.0	40.0	30.0	0.0	0.0	0.0
	養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになったため	36	25.0	27.8	30.6	11.1	5.6	0.0
	将来、養子に介護をしてもらうため	29	6.9	44.8	41.4	6.9	0.0	0.0
	将来、養子に経済的な面倒をみてもらうため	36	13.9	27.8	36.1	0.0	22.2	0.0
	養親の家を養子に継がせるため	19	10.5	26.3	36.8	21.1	5.3	0.0
	養子の実親が養子を虐待していたため	16	31.3	25.0	31.3	6.3	6.3	0.0
	養子の実親が経済的に子育てができなくなったため	19	10.5	26.3	31.6	15.8	15.8	0.0
	養子の実親が病気のために子育てができなくなったため	10	0.0	10.0	30.0	10.0	50.0	0.0
	養子の実親が亡くなったため	4	25.0	25.0	25.0	0.0	25.0	0.0
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
わからない	76	6.6	1.3	2.6	17.1	72.4	0.0	

Q9 養子の意見を確認しなかった理由は何ですか。（MA）

	該当数	養子が幼かったため	養子には養子縁組のことが隠された	養子の実親が養子縁組に同意しなかった	面倒だったため	その他	
全体	41	39.0	4.9	39.0	14.6	2.4	
養親になった目的やきっかけ	結婚相手・交際相手に連れ子がいたため	10	80.0	0.0	10.0	0.0	10.0
	養子を育てるため	3	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0
	相続や贈与に係る税金の軽減策のため	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	養親の名字を養子に継がせるため	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになったため	4	0.0	25.0	75.0	0.0	0.0
	将来、養子に介護をしてもらうため	2	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0
	将来、養子に経済的な面倒をみてもらうため	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	養親の家を養子に継がせるため	4	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	養子の実親が養子を虐待していたため	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	養子の実親が経済的に子育てができなくなったため	3	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0
	養子の実親が病気のために子育てができなくなったため	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	養子の実親が亡くなったため	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
わからない	13	38.5	7.7	23.1	30.8	0.0	

Q10 養子縁組をする前に、養子の実親のうちあなたの結婚相手又は交際相手ではない方の実親（以下「他方の実親」と呼びます）に対して、養子縁組についての意見を聞きましたか。（S/A）

		該当数	た養親（あなた）自ら開い	他結婚相手又は交際相手には聞いていない	聞かなかった	その他
全 体		150	44.7	33.3	22.0	0.0
養親になつた目的やきっかけ	結婚相手・交際相手に連れ子がいたため	63	46.0	27.0	27.0	0.0
	養子を育てるため	30	46.7	40.0	13.3	0.0
	相続や贈与に係る税金の軽減策のため	11	63.6	27.3	9.1	0.0
	養親の名字を養子に継がせるため	16	62.5	31.3	6.3	0.0
	養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになつたため	27	40.7	48.1	11.1	0.0
	将来、養子に介護をしてもらうため	18	33.3	55.6	11.1	0.0
	将来、養子に経済的な面倒をみてもらうため	22	63.6	18.2	18.2	0.0
	養親の家を養子に継がせるため	10	60.0	40.0	0.0	0.0
	養子の実親が養子を虐待していたため	10	70.0	20.0	10.0	0.0
	養子の実親が経済的に子育てができなくなったため	11	27.3	63.6	9.1	0.0
	養子の実親が病気のために子育てができなくなったため	5	0.0	80.0	20.0	0.0
養子の実親が亡くなったため	1	100.0	0.0	0.0	0.0	
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	
わからない	9	0.0	33.3	66.7	0.0	

Q11 他方の実親の意見を聞かなかった理由は何ですか。（MA）

		該当数	か開らなく必要がないと思つた	て養子が養子縁組に同意し	と他方の実親に反対される	な他方の実親の事を知ら	か他方の実親と不仲だつた	その他
全 体		33	39.4	6.1	9.1	18.2	36.4	3.0
養親になつた目的やきっかけ	結婚相手・交際相手に連れ子がいたため	17	70.6	11.8	5.9	11.8	11.8	5.9
	養子を育てるため	4	25.0	0.0	25.0	50.0	50.0	0.0
	相続や贈与に係る税金の軽減策のため	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	養親の名字を養子に継がせるため	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになつたため	3	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0
	将来、養子に介護をしてもらうため	2	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	将来、養子に経済的な面倒をみてもらうため	4	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	養親の家を養子に継がせるため	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	養子の実親が養子を虐待していたため	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	養子の実親が経済的に子育てができなくなったため	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	養子の実親が病気のために子育てができなくなったため	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
養子の実親が亡くなったため	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
わからない	6	16.7	0.0	16.7	16.7	50.0	0.0	

Q12 養子縁組後、主に養子の身の回りの世話をしていたのは誰ですか。（S/A）

		該当数	はは養親（あなた）の結婚及び又	実親	その他
全 体		300	55.7	43.7	0.7
養親になつた目的やきっかけ	結婚相手・交際相手に連れ子がいたため	70	80.0	18.6	1.4
	養子を育てるため	51	84.3	15.7	0.0
	相続や贈与に係る税金の軽減策のため	20	80.0	20.0	0.0
	養親の名字を養子に継がせるため	30	70.0	30.0	0.0
	養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになつたため	36	66.7	33.3	0.0
	将来、養子に介護をしてもらうため	29	51.7	48.3	0.0
	将来、養子に経済的な面倒をみてもらうため	36	55.6	44.4	0.0
	養親の家を養子に継がせるため	19	47.4	52.6	0.0
	養子の実親が養子を虐待していたため	16	75.0	25.0	0.0
	養子の実親が経済的に子育てができなくなったため	19	31.6	68.4	0.0
	養子の実親が病気のために子育てができなくなったため	10	30.0	70.0	0.0
養子の実親が亡くなったため	4	50.0	50.0	0.0	
その他	0	0.0	0.0	0.0	
わからない	76	25.0	73.7	1.3	

Q13 今、振り返ってみて、養子縁組後、あなたと養子との関係は、よかったと思いますか。(SA)

	該当数	基本的によかった	徐々によくなった	どちらでもない	徐々に悪くなった	基本的に悪かった	交流がなかった	その他
全体	300	22.3	16.0	26.0	12.0	6.7	16.7	0.3
養親になった目的やきっかけ	結婚相手・交際相手に連れ子がいたため	70	52.9	21.4	18.6	2.9	1.4	1.4
	養子を育てるため	51	23.5	31.4	31.4	5.9	2.0	5.9
	相続や贈与に係る税金の軽減策のため	20	45.0	30.0	15.0	10.0	0.0	0.0
	養親の名字を養子に継がせるため	30	23.3	30.0	30.0	6.7	6.7	3.3
	養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになったため	36	22.2	25.0	19.4	27.8	2.8	2.8
	将来、養子に介護をしてもらうため	29	6.9	27.6	34.5	27.6	0.0	3.4
	将来、養子に経済的な面倒をみてもらうため	36	8.3	27.8	27.8	22.2	11.1	2.8
	養親の家を養子に継がせるため	19	10.5	26.3	26.3	21.1	15.8	0.0
	養親の実親が養子を虐待していたため	16	31.3	31.3	12.5	12.5	12.5	0.0
	養親の実親が経済的に子育てができなくなったため	19	10.5	15.8	21.1	21.1	15.8	15.8
	養親の実親が病気のために子育てができなくなったため	10	0.0	20.0	30.0	20.0	10.0	20.0
養親の実親が亡くなったため	4	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
わからない	76	10.5	1.3	23.7	5.3	6.6	52.6	

Q14 養子との関係が、徐々に悪くなった又は悪かった原因は何ですか。(MA)

	該当数	養子からの無視	あなたからの無視	養子の暴言	あなたの暴言	養子の暴力	あなたの暴力	あなたと実親の関係の悪化	経済的な問題	特になし	その他
全体	56	3.6	1.8	3.6	30.4	23.2	16.1	14.3	10.7	12.5	0.0
養親になった目的やきっかけ	結婚相手・交際相手に連れ子がいたため	3	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0	33.3
	養子を育てるため	4	0.0	0.0	0.0	50.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0
	相続や贈与に係る税金の軽減策のため	2	0.0	0.0	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	養親の名字を養子に継がせるため	4	25.0	0.0	0.0	75.0	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0
	養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになったため	11	0.0	0.0	9.1	36.4	45.5	0.0	27.3	9.1	0.0
	将来、養子に介護をしてもらうため	8	0.0	12.5	0.0	25.0	37.5	0.0	12.5	37.5	0.0
	将来、養子に経済的な面倒をみてもらうため	12	8.3	0.0	8.3	41.7	25.0	50.0	16.7	8.3	0.0
	養親の家を養子に継がせるため	7	14.3	0.0	0.0	28.6	14.3	28.6	28.6	42.9	14.3
	養親の実親が養子を虐待していたため	4	0.0	25.0	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	養親の実親が経済的に子育てができなくなったため	7	0.0	14.3	0.0	28.6	0.0	14.3	42.9	42.9	0.0
	養親の実親が病気のために子育てができなくなったため	3	0.0	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0
養親の実親が亡くなったため	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
わからない	9	11.1	0.0	0.0	11.1	0.0	11.1	11.1	0.0	55.6	

Q15 養子縁組後、あなたは、養親の実親と連絡を取っていましたか。(SA)

	該当数	取っていた	最初徐々に取っていた	最初は取らなかつたが、徐々に取らなかつた	全く取っていない	その他
全体	251	22.7	24.3	15.1	37.8	0.0
養親になった目的やきっかけ	結婚相手・交際相手に連れ子がいたため	66	28.8	25.8	4.5	40.9
	養子を育てるため	36	33.3	41.7	11.1	13.9
	相続や贈与に係る税金の軽減策のため	17	41.2	35.3	11.8	11.8
	養親の名字を養子に継がせるため	25	40.0	36.0	16.0	8.0
	養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになったため	34	35.3	32.4	23.5	8.8
	将来、養子に介護をしてもらうため	24	20.8	62.5	12.5	4.2
	将来、養子に経済的な面倒をみてもらうため	30	30.0	36.7	20.0	13.3
	養親の家を養子に継がせるため	16	31.3	37.5	25.0	6.3
	養親の実親が養子を虐待していたため	14	42.9	50.0	7.1	0.0
	養親の実親が経済的に子育てができなくなったため	16	12.5	37.5	25.0	25.0
	養親の実親が病気のために子育てができなくなったため	6	0.0	16.7	50.0	33.3
養親の実親が亡くなったため	0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	
わからない	70	12.9	2.9	12.9	71.4	

Q16 養子の実親と徐々に連絡を取らなくなった又は全く連絡を取っていなかった理由は何ですか。(MA)

	該当数	は実親と関係が悪くなった又は	か当該実親のことを知らない	か連絡を取る必要性がな	特になし	その他	
全 体	133	3.0	11.3	34.6	53.4	0.8	
養親になった目的のやきつかけ	結婚相手・交際相手に連れ子がいたため	30	6.7	20.0	63.3	13.3	3.3
	養子を育てるため	9	11.1	11.1	33.3	44.4	0.0
	相続や贈与に係る税金の軽減策のため	4	0.0	75.0	0.0	25.0	0.0
	養親の名字を養子に継がせるため	6	33.3	33.3	33.3	16.7	0.0
	養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになったため	11	9.1	36.4	27.3	27.3	0.0
	将来、養子に介護をしてもらうため	4	0.0	25.0	75.0	25.0	0.0
	将来、養子に経済的な面倒をみるため	10	10.0	10.0	50.0	30.0	0.0
	養親の家を養子に継がせるため	5	0.0	20.0	80.0	20.0	0.0
	養子の実親が養子を虐待していたため	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	養子の実親が経済的に子育てができなくなった	8	12.5	0.0	87.5	12.5	0.0
	養子の実親が病気のために子育てができなくなったため	5	0.0	0.0	60.0	40.0	0.0
養子の実親が亡くなったため	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
わからない	59	0.0	0.0	8.5	91.5	0.0	

Q17_1 養親縁組について、良かったと思う点を教えてください。(MA)

	該当数	養子を育てることができたように	養子と実親との間に距離をおかせることができた	養子と同じ名になった	養子に相続権をもたせることができた	相続税などの税金対策をすることができた	養子に老後の面倒を見てもらえることになった	その他	特になし	
全 体	300	21.3	13.0	19.7	18.3	13.7	8.3	0.3	26.0	
養親になった目的のやきつかけ	結婚相手・交際相手に連れ子がいたため	70	52.9	27.1	17.1	12.9	8.6	5.7	1.4	15.7
	養子を育てるため	51	41.2	19.6	15.7	19.6	9.8	7.8	0.0	17.6
	相続や贈与に係る税金の軽減策のため	20	30.0	25.0	50.0	20.0	25.0	5.0	0.0	0.0
	養親の名字を養子に継がせるため	30	20.0	30.0	46.7	40.0	16.7	3.3	0.0	3.3
	養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになったため	36	16.7	33.3	33.3	38.9	22.2	5.6	0.0	2.8
	将来、養子に介護をしてもらうため	29	13.8	17.2	34.5	48.3	24.1	6.9	0.0	0.0
	将来、養子に経済的な面倒をみるため	36	19.4	30.6	33.3	36.1	30.6	2.8	0.0	5.6
	養親の家を養子に継がせるため	19	10.5	21.1	47.4	36.8	36.8	10.5	0.0	5.3
	養子の実親が養子を虐待していたため	16	31.3	43.8	31.3	25.0	18.8	12.5	0.0	0.0
	養子の実親が経済的に子育てができなくなった	19	10.5	21.1	31.6	26.3	36.8	26.3	0.0	5.3
	養子の実親が病気のために子育てができなくなったため	10	0.0	20.0	20.0	20.0	40.0	40.0	0.0	0.0
養子の実親が亡くなったため	4	50.0	0.0	0.0	75.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
わからない	76	5.3	0.0	5.3	3.9	7.9	11.8	0.0	69.7	

Q17_2 養親縁組について、良くなかったと思う点を教えてください。(MA)

	該当数	養子と実親との間に距離ができてしまった	実親が、養子の養育に介入してきた	養子に育てるための費用が足りなかったり、経済的に苦しかった	養子と同じ名になった	養子と実親が同じ名になった	養子と実親が同じ名になった	相続税をめぐる家族間のもめごとが増えた	養子に養親の老後の面倒を嫌がった	その他	特になし
全 体	300	9.0	9.3	18.0	10.7	13.0	8.0	3.3	0.0	40.7	
養親になった目的のやきつかけ	結婚相手・交際相手に連れ子がいたため	70	17.1	10.0	17.1	10.0	10.0	8.6	2.9	0.0	48.6
	養子を育てるため	51	3.9	13.7	19.6	19.6	11.8	5.9	7.8	0.0	37.3
	相続や贈与に係る税金の軽減策のため	20	30.0	20.0	35.0	15.0	30.0	0.0	5.0	0.0	10.0
	養親の名字を養子に継がせるため	30	16.7	16.7	43.3	20.0	30.0	6.7	0.0	0.0	16.7
	養親の先祖代々の墓、仏壇等を守らせることになったため	36	22.2	13.9	38.9	22.2	22.2	11.1	2.8	0.0	5.6
	将来、養子に介護をしてもらうため	29	10.3	10.3	41.4	20.7	41.4	17.2	0.0	0.0	0.0
	将来、養子に経済的な面倒をみるため	36	16.7	16.7	41.7	25.0	33.3	5.6	2.8	0.0	8.3
	養親の家を養子に継がせるため	19	5.3	15.8	52.6	31.6	31.6	10.5	0.0	0.0	5.3
	養子の実親が養子を虐待していたため	16	37.5	31.3	18.8	25.0	37.5	6.3	0.0	0.0	6.3
	養子の実親が経済的に子育てができなくなった	19	5.3	15.8	21.1	21.1	31.6	10.5	21.1	0.0	15.8
	養子の実親が病気のために子育てができなくなったため	10	0.0	10.0	50.0	20.0	40.0	10.0	20.0	0.0	0.0
養子の実親が亡くなったため	4	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	50.0	
その他	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
わからない	76	6.6	3.9	5.3	2.6	2.6	6.6	1.3	0.0	76.3	

